

○ 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
I～V（略）	I～V（略）
（別紙1）～（別紙15）（略）	（別紙1）～（別紙15）（略）
<u>（別紙16）削除</u>	<u>（別紙16）農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化</u>
（別紙17）～（別紙22）（略）	（別紙17）～（別紙22）（略）
（別表1）・（別表2）（略）	（別表1）・（別表2）（略）
（様式第1号）・（様式第2号）（略）	（様式第1号）・（様式第2号）（略）
（様式第3号） <u>経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状</u>	（様式第3号） <u>経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状</u>
（様式第4号）～（様式第11-3号）	（様式第4号）～（様式第11-3号）
<u>（様式第11-4号）削除</u>	<u>（様式第11-4号）水田収益力強化ビジョンを踏まえて提出された営農計画書に係る情報提供について</u>
（様式第11-5号）～（様式第11-7号）（略）	（様式第11-5号）～（様式第11-7号）（略）
<u>（様式第11-8号）削除</u>	<u>（様式第11-8号）水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について</u>
<u>（様式第11-9号）削除</u>	<u>（様式第11-9号）水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について</u>
（様式第11-10号）～（様式第16-4号）（略）	（様式第11-10号）～（様式第16-4号）（略）
（参考様式1）～（参考様式8）（略）	（参考様式1）～（参考様式8）（略）
<u>（参考様式9）直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表</u>	（新設）

Ⅲ 交付申請手続

1 (略)

2 交付申請書・営農計画書の提出

(1)～(3) (略)

(4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

なお、①から③までについて、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

① (略)

② ブロックローテーションの維持や産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の代表農業者等(代理人)に交付金の受領の権限を委任する者においては、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」(様式第3号)

また、前年度までに経営所得安定対策等に参加していなかった者及び加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、振込口座の通帳表紙の表裏の写し等の口座情報が確認できる書類

③・④ (略)

(5) (略)

3 申請書類の受付

(1)・(2) (略)

Ⅲ 交付申請手続

1 (略)

2 交付申請書・営農計画書の提出

(1)～(3) (略)

(4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

なお、①から③までについて、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

① (略)

② ブロックローテーションの維持や産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の代表農業者等(代理人)に交付金の受領の権限を委任する者においては、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」(様式第3号。以下「交付金振込口座届出書兼委任状」といいます。)

また、前年度までに経営所得安定対策等に参加していなかった者及び加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、「交付金振込口座届出書兼委任状」(様式第3号)又は振込口座の通帳表紙裏ページの写し等の口座情報が確認できる書類のいずれか

③・④ (略)

(5) (略)

3 申請書類の受付

(1)・(2) (略)

(3) 地方農政局等は、交付金振込口座等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報（氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等）を整理して、交付申請者に送付することにします。

交付申請者は、登録内容（交付予定交付金を除きます。）に変更があった場合には、該当箇所及びその内容をあらかじめ地域農業再生協議会等に連絡した上で、訂正を行い、速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。

(注) (略)

IV 各種交付金の手続等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) (略)

(2) 畑作物の直接支払交付金

① (略)

② 数量払

ア

(ア) 交付申請の申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の回答欄の「する」に を付けて、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 品質区分別生産量の報告（交付申請手続）

(3) 地方農政局等は、交付金振込口座 届出書 等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報（氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等）を整理して、交付申請者に送付することにします。

交付申請者は、登録内容（交付予定交付金を除きます。）に変更があった場合には、該当箇所及びその内容をあらかじめ地域農業再生協議会等に連絡した上で、訂正を行い、速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。

(注) (略)

IV 各種交付金の手続等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) (略)

(2) 畑作物の直接支払交付金

① (略)

② 数量払

ア

(ア) 交付申請の申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の回答欄の「する」に を付けて、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 品質区分別生産量の報告（交付申請手続）

交付申請者は、対象畑作物のうち、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ及びなたねについては、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、大豆及びそばについては、生産年の7月1日から翌年の4月30日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第9-1号。以下「数量払交付申請書」といいます。）に確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査の結果等の検査証明書（以下「農産物検査結果通知書」といいます。）の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類等の写しなど）を添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、販売伝票等が複数枚ある交付申請者は、原則、「交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表」（参考様式8）を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。ただし、登録検査機関や実需者等からの数量証明等がある場合は、これに代えることができます。

また、数量払の交付申請については、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

二期作により、夏そば（おおむね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば）と秋そば（おお

交付申請者は、対象畑作物のうち、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ及びなたねについては、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、大豆及びそばについては、生産年の7月1日から翌年の4月30日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第9-1号。以下「数量払交付申請書」といいます。）に確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査の結果等の検査証明書（以下「農産物検査結果通知書」といいます。）の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類等の写しなど）を添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、販売伝票等が 10枚以上ある交付申請者は、原則、「交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表」（参考様式8）を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。ただし、登録検査機関や実需者等からの数量証明等がある場合は、これに代えることができます。

また、数量払の交付申請については、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

二期作により、夏そば（おおむね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば）と秋そば（おお

むね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば)に係る二作分の面積払の交付金の交付を分割して受給した交付申請者にとっては、夏そばと秋そばを分割して、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

交付申請者は、品質区分別生産量の多少にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出する必要があります(品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。)。また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する者のうち、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地方農政局等の長(以下「地方農政局長等」といいます。)が定める市町村別等の基準単収(以下「地域の基準単収」といいます。)の2分の1を上回る場合には、面積払の交付を辞退することも可能です。

なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データと併せて、地方農政局等に提出します。

(注1)・(注2) (略)

(注3) 自家加工販売等での販売の実績は、自家加工販売計画書に記載の上、生産年の翌

むね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば)に係る二作分の面積払の交付金の交付を分割して受給した交付申請者にとっては、夏そばと秋そばを分割して、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

面積払を申請した交付申請者は、品質区分別生産量の多少にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出してください(品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。)

なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データ(地方農政局等が定める形式とします。)と併せて、地方農政局等に提出します。

(注1)・(注2) (略)

(注3) 自家加工販売等での販売の実績は、自家加工販売計画書に記載の上、生産年の翌

年の6月30日までに地方農政局等に提出してください（自家加工販売等で販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。）。

なお、地方農政局長等は、自家加工販売等の取組が行われていることの確認のため、必要な報告を求める場合があります。

(注4) (略)

イ (略)

ウ 交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を平成27年3月31日農林水産省告示第745号において、以下のとおり設定しています。

また、令和5年産より課税事業者向け、免税事業者向けの数量払の交付単価を設定します。

なお、本単価は、令和8年産から令和10年産まで適用します。

(注) 令和9年度における単価改定の是非を含め、制度の運用を検討します。

年の6月30日までに地方農政局等に提出してください（自家加工販売等で販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。）。

なお、地方農政局等の長（以下「地方農政局長等」といいます。）は、自家加工販売等の取組が行われていることの確認のため、必要な報告を求める場合があります。

(注4) (略)

イ (略)

ウ 交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を平成27年3月31日農林水産省告示第745号において、以下のとおり設定しています。

また、令和5年産より課税事業者向け、免税事業者向けの数量払の交付単価を設定します。

なお、本単価は、令和5年産から令和7年産まで適用します。

(新設)

(ア) 小麦

(略)

a パン・中華麵用品種

(単位：円/60 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	ランク	A	B	C	D	A	B	C
課税事業者向け	<u>7,420円</u>	<u>6,920円</u>	<u>6,770円</u>	<u>6,710円</u>	<u>6,260円</u>	<u>5,760円</u>	<u>5,610円</u>	<u>5,550円</u>
免税事業者向け	<u>7,950円</u>	<u>7,450円</u>	<u>7,300円</u>	<u>7,240円</u>	<u>6,790円</u>	<u>6,290円</u>	<u>6,140円</u>	<u>6,080円</u>

b パン・中華麵用品種以外

(単位：円/60 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	ランク	A	B	C	D	A	B	C
課税事業者向け	<u>5,120円</u>	<u>4,620円</u>	<u>4,470円</u>	<u>4,410円</u>	<u>3,960円</u>	<u>3,460円</u>	<u>3,310円</u>	<u>3,250円</u>
免税事業者向け	<u>5,650円</u>	<u>5,150円</u>	<u>5,000円</u>	<u>4,940円</u>	<u>4,490円</u>	<u>3,990円</u>	<u>3,840円</u>	<u>3,780円</u>

(ア) 小麦

(略)

a パン・中華麵用品種

(単位：円/60 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	ランク	A	B	C	D	A	B	C
課税事業者向け	<u>7,860円</u>	<u>7,360円</u>	<u>7,210円</u>	<u>7,150円</u>	<u>6,700円</u>	<u>6,200円</u>	<u>6,050円</u>	<u>5,990円</u>
免税事業者向け	<u>8,270円</u>	<u>7,770円</u>	<u>7,620円</u>	<u>7,560円</u>	<u>7,110円</u>	<u>6,610円</u>	<u>6,460円</u>	<u>6,400円</u>

b パン・中華麵用品種以外

(単位：円/60 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当			
	ランク	A	B	C	D	A	B	C
課税事業者向け	<u>5,560円</u>	<u>5,060円</u>	<u>4,910円</u>	<u>4,850円</u>	<u>4,400円</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,750円</u>	<u>3,690円</u>
免税事業者向け	<u>5,970円</u>	<u>5,470円</u>	<u>5,320円</u>	<u>5,260円</u>	<u>4,810円</u>	<u>4,310円</u>	<u>4,160円</u>	<u>4,110円</u>

(イ) 大麦・はだか麦

(略)

a 二条大麦

(単位：円/50 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	<u>5,050円</u>	<u>4,630円</u>	<u>4,510円</u>	<u>4,460円</u>	<u>4,190円</u>	<u>3,770円</u>	<u>3,640円</u>	<u>3,590円</u>	
免税事業者向け	<u>5,330円</u>	<u>4,910円</u>	<u>4,790円</u>	<u>4,740円</u>	<u>4,470円</u>	<u>4,050円</u>	<u>3,920円</u>	<u>3,870円</u>	

b 六条大麦

(単位：円/50 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	<u>6,060円</u>	<u>5,640円</u>	<u>5,510円</u>	<u>5,460円</u>	<u>5,030円</u>	<u>4,610円</u>	<u>4,490円</u>	<u>4,440円</u>	
免税事業者向け	<u>6,440円</u>	<u>6,020円</u>	<u>5,890円</u>	<u>5,840円</u>	<u>5,410円</u>	<u>4,990円</u>	<u>4,870円</u>	<u>4,820円</u>	

c はだか麦

(単位：円/60 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D

(イ) 大麦・はだか麦

(略)

a 二条大麦

(単位：円/50 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	<u>5,870円</u>	<u>5,450円</u>	<u>5,330円</u>	<u>5,280円</u>	<u>5,010円</u>	<u>4,590円</u>	<u>4,460円</u>	<u>4,410円</u>	
免税事業者向け	<u>6,220円</u>	<u>5,800円</u>	<u>5,680円</u>	<u>5,630円</u>	<u>5,360円</u>	<u>4,940円</u>	<u>4,810円</u>	<u>4,760円</u>	

b 六条大麦

(単位：円/50 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D
課税事業者向け	<u>5,210円</u>	<u>4,790円</u>	<u>4,660円</u>	<u>4,610円</u>	<u>4,180円</u>	<u>3,760円</u>	<u>3,640円</u>	<u>3,590円</u>	
免税事業者向け	<u>5,510円</u>	<u>5,090円</u>	<u>4,960円</u>	<u>4,910円</u>	<u>4,480円</u>	<u>4,060円</u>	<u>3,940円</u>	<u>3,890円</u>	

c はだか麦

(単位：円/60 kg)

品質区分	1等又は1等相当				2等又は2等相当				
	ランク	A	B	C	D	A	B	C	D

課税事業者向け	<u>9,300円</u>	<u>8,800円</u>	<u>8,650円</u>	<u>8,560円</u>	<u>7,730円</u>	<u>7,230円</u>	<u>7,080円</u>	<u>7,000円</u>
免税事業者向け	<u>9,860円</u>	<u>9,360円</u>	<u>9,210円</u>	<u>9,120円</u>	<u>8,290円</u>	<u>7,790円</u>	<u>7,640円</u>	<u>7,560円</u>

(ウ) 大豆
(略)

(単位：円／60 kg)

品質区分	普通大豆			特定加工用大豆
	1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当	合格又は 合格相当
課税事業者向け	<u>11,410円</u>	<u>10,720円</u>	<u>10,040円</u>	<u>9,360円</u>
免税事業者向け	<u>11,910円</u>	<u>11,220円</u>	<u>10,540円</u>	<u>9,860円</u>

(注) (略)

(エ) てん菜
(略)

(単位：円／トン)

糖度	←(+0.1度ごと)	<u>15.7度</u> (糖度)	→(▲0.1度ごと)
	課税事業者向け	(略)	<u>5,090円</u>
免税事業者向け	(略)	<u>5,380円</u>	(略)

課税事業者向け	<u>9,220円</u>	<u>8,720円</u>	<u>8,570円</u>	<u>8,480円</u>	<u>7,650円</u>	<u>7,150円</u>	<u>7,000円</u>	<u>6,920円</u>
免税事業者向け	<u>9,750円</u>	<u>9,250円</u>	<u>9,100円</u>	<u>9,010円</u>	<u>8,180円</u>	<u>7,680円</u>	<u>7,530円</u>	<u>7,450円</u>

(ウ) 大豆
(略)

(単位：円／60 kg)

品質区分	普通大豆			特定加工用大豆
	1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当	合格又は 合格相当
課税事業者向け	<u>10,360円</u>	<u>9,670円</u>	<u>8,990円</u>	<u>8,310円</u>
免税事業者向け	<u>10,770円</u>	<u>10,080円</u>	<u>9,400円</u>	<u>8,720円</u>

(注) (略)

(エ) てん菜
(略)

(単位：円／トン)

糖度	←(+0.1度ごと)	<u>16.6度</u> (糖度)	→(▲0.1度ごと)
	課税事業者向け	(略)	<u>5,070円</u>
免税事業者向け	(略)	<u>5,290円</u>	(略)

(オ) でん粉原料用ばれいしょ
(略)

(単位：円／トン)

でん粉含有率	← (+0.1%ごと)	<u>18.8%</u> (でん粉含有率)	→ (▲0.1%ごと)
課税事業者向け	(略)	<u>14,090円</u>	(略)
免税事業者向け	(略)	<u>15,030円</u>	(略)

(カ) そば
(略)

(単位：円／45kg)

品質区分	1等又は1等相当	2等又は2等相当
課税事業者向け	<u>16,450円</u>	<u>14,340円</u>
免税事業者向け	<u>17,280円</u>	<u>15,170円</u>

(キ) なたね
(略)

(オ) でん粉原料用ばれいしょ
(略)

(単位：円／トン)

でん粉含有率	← (+0.1%ごと)	<u>19.6%</u> (でん粉含有率)	→ (▲0.1%ごと)
課税事業者向け	(略)	<u>14,280円</u>	(略)
免税事業者向け	(略)	<u>15,180円</u>	(略)

(カ) そば
(略)

(単位：円／45kg)

品質区分	1等又は1等相当	2等又は2等相当
課税事業者向け	<u>17,180円</u>	<u>15,070円</u>
免税事業者向け	<u>18,010円</u>	<u>15,900円</u>

(キ) なたね
(略)

(単位：円／60kg)

品種	キザキノナタネ	その他の品種
	きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ ペノカのしずく	
課税事業者向け	<u>6,420円</u>	<u>5,680円</u>
免税事業者向け	<u>6,850円</u>	<u>6,110円</u>

エ (略)

③ 面積払

ア 交付申請手続

面積払については、②のアの(ア)の交付申請の申出を行っていただければ、交付申請を行ったものとします。

また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「面積払の収穫後交付を希望」の回答欄の「する」に✓を付けてください。

イ (略)

(単位：円／60kg)

品種	キザキノナタネ	その他の品種
	きらきら銀河 キラリボシ ナナシキブ ペノカのしずく	
課税事業者向け	<u>7,720円</u>	<u>6,980円</u>
免税事業者向け	<u>8,140円</u>	<u>7,400円</u>

エ (略)

③ 面積払

ア 交付申請手続

面積払については、②のアの(ア)の交付申請の申出を行っていただければ、交付申請を行ったものとみなされます。

ただし、面積払の交付を辞退する場合は、「面積払の申請」の回答欄の「しない」に✓を付けてください。

また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「収穫後交付の希望」の回答欄の「する」に✓を付けてください。

イ (略)

ウ 作付面積の確認等

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 地域農業再生協議会は、(イ)及び(ウ)の確認が終わり次第、確認結果を取りまとめ、原則として、「畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書」(様式第6号。以下「作付面積確認報告書」といいます。)の各項目の基礎データを地方農政局等に報告します。

その際、作付面積は、対象畑作物ごとに分割して報告することができるものとします。

(注) (略)

エ 交付単価

対象畑作物の交付対象面積に応じて、20,000円/10aを交付します。ただし、そばについては、13,000円/10aを交付します。

なお、本単価については、令和8年産から令和10年産まで適用します。

(注) 令和9年度における単価改定の是非を含め、制度の運用を検討します。

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) (略)

(イ) 地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から

ウ 作付面積の確認等

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 地域農業再生協議会は、(イ)及び(ウ)の確認が終わり次第、確認結果を取りまとめ、原則として、「畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書」(様式第6号。以下「作付面積確認報告書」といいます。)の各項目の基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)を地方農政局等に報告します。

その際、作付面積は、対象畑作物ごとに分割して報告することができるものとします。

(注) (略)

エ 交付単価

対象畑作物の交付対象面積に応じて、20,000円/10aを交付します。ただし、そばについては、13,000円/10aを交付します。

なお、本単価については、令和5年産から令和7年産まで適用します。

(新設)

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) (略)

(イ) 地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から

報告された対象畑作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.64）を乗じたものを交付対象面積とします。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 地方農政局長等は、自然災害などの合理的な理由がなく、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、交付申請者から数量払交付申請書の提出があった後、カに定めるところにより面積払の交付対象となることを確認した上で、交付申請者に対して面積払の交付決定を行います。

(注) (略)

カ 地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

(ア)・(イ) (略)

(ウ) ただし、数量払交付申請書の提出の際に、地域

報告された対象畑作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.63）を乗じたものを交付対象面積とします。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 地方農政局長等は、自然災害などの合理的な理由がなく、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地方農政局長等が定める市町村別等の基準単収（以下「地域の基準単収」といいます。）を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、交付申請者から数量払交付申請書の提出があった後、カに定めるところにより面積払の交付対象となることを確認した上で、交付申請者に対して面積払の交付決定を行います。

(注) (略)

カ 地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

(ア)・(イ) (略)

(ウ) ただし、数量払交付申請書の提出の際に、地域

の基準単収を大きく下回ったことの原因書（参考様式1。以下「原因書」といいます。）及びその添付書類として原因書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの原因として自然災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき激甚災害に指定された場合、災害復旧事業の対象となった場合、その他第三者による証明がなされている場合等。）又は気候変動の影響（以下「自然災害等」といいます。）その他合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、(イ)の規定にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

(削る。)

(エ) 上記(ウ)において、合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等その他不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（不可抗力の要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見込まれる

の基準単収を大きく下回ったことの原因書（参考様式1。以下「原因書」といいます。）及びその添付書類として原因書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの原因として自然災害、気候変動の影響その他合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、(イ)の規定にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

(注)自然災害等により地域全体や複数の農業者における当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の交付申請者の原因書の提出に代えることができるものとします。

(エ) 上記(ウ)において、合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害、気候変動の影響等の交付申請者にとって不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（不可抗力の要因がなければ地域の基準単収と同程度の単

ことが必要です。)をいいます。

このため、以下の a～e のいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

a 自然災害等が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない場合 (地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長又は農業共済組合長のいずれか(以下「地域農業再生協議会長等」といいます。)による被害の証明がある場合を除きます。)

b～e (略)

(ウ) 上記(ウ)における証拠書類については、上記(エ)に照らして合理的な理由の有無を確認するため、以下の a～d のすべてを提出することが必要です。

また、a～d 以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を客観的に裏付ける第三者による証明等を基本とする書類 (自然災害等が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等)

収を得ることが可能と見込まれることが必要です。)をいいます。

このため、以下の a～e のいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

a 自然災害又は気候変動の影響が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害又は気候変動の影響による被害がない場合 (公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。)

b～e (略)

(ウ) 上記(ウ)における証拠書類については、上記(エ)に照らして合理的な理由の有無を確認するため、以下の a～d のすべてを提出することが必要です。

また、a～d 以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類 (自然災害又は気候変動の影響が要因である場合には、農作物共済・畑作物共済における共済金の支払額に係る支払書類等)

b～d (略)

(注)自然災害等その他不可抗力の要因により地域全体や複数の農業者における当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合には、地域農業再生協議会長等が自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類を提出することで、個別の交付申請者の理由書の提出に代えることができるものとします。

(カ) 上記(ウ)の規定に該当する場合であっても、翌年産において地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けた改善指導を行うこととします。

なお、同一の交付申請者において、2年以上連続して同一理由による理由書（自然災害等によるものは除きます。）が提出された場合には、原則としてその翌年産の生産に向けた改善指導を行う対象とします。

(キ) (略)

b～d (略)

(新設)

(カ) 上記(ウ)の規定に該当する場合であっても、翌年産において地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けた改善指導を行うこととします。

なお、同一の交付申請者において、3年以上連続して同一品目における理由書（自然災害又は気候変動の影響によるものは除きます。）が提出された場合には、原則として改善指導を行う対象とします。

(キ) (略)

(3) 収入減少影響緩和交付金

① (略)

② 交付申請手続

ア 交付申請及び積立金の納付

(ア) 交付申請・積立ての申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」の回答欄の「する」にを付け、「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出」欄に(イ)の生産予定面積を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出することとします。

このことにより、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。）の積立ての申出が行われたこととなります。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 当年積立額等の通知

地方農政局長等は、(ア)により提出された交付申請書の内容を確認し、積立ての申出をした交付申請者（以下「積立申出者」といいます。）が当年において積立金として積み立てる額（別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の2により、積立申出者の繰越積立残額（前年において生産した農産物に係る収

(3) 収入減少影響緩和交付金

① (略)

② 交付申請手続

ア 交付申請及び積立金の納付

(ア) 交付申請・積立ての申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」の回答欄の「する」にを付け、「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出」欄に(イ)の生産予定面積を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出することとします。

このことにより、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。）の積立ての申出が行われたこととなります。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 当年積立額等の通知

地方農政局長等は、(ア)により提出された交付申請書の内容を確認し、積立ての申出をした交付申請者（以下「積立申出者」といいます。）が当年において積立金として積み立てる額（別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の2により、対策加入者の繰越積立残額（前年において生産した農産物に係る収

入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納後の積立金の残額又は前年産の対象作物の収入減少に対する補填に充てられなかった積立金の額をいいます。以下同じです。) に応じ算出された額(以下「当年積立額」といいます。)及びその納付先口座(別紙10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の1により指定された積立金管理者(以下「積立金管理者」といいます。)が指定する口座をいいます。)を当該積立申出者に対し通知するものとします。

(オ) (略)

イ 交付申請

(ア) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者(繰越積立残額が当年における積立基準収入額の4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みます。)は、本交付金の交付を受けようとするときは、生産年の翌年の4月1日から4月30日までの間に、(イ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第10-1号)に、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添

入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納後の積立金の残額又は前年産の対象作物の収入減少に対する補填に充てられなかった積立金の額をいいます。以下同じです。) に応じ算出された額をいいます(以下「当年積立額」といいます。)及びその納付先口座(別紙10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の1により指定された積立金管理者(以下「積立金管理者」といいます。)が指定する口座をいいます。)を当該積立申出者に対し通知するものとします。

(オ) (略)

イ 交付申請

(ア) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者(繰越積立残額が当年における積立基準収入額の4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みます。)は、本交付金の交付を受けようとするときは、生産年の翌年の4月1日から4月30日までの間に、(イ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第10-1号)に、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添

付し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出するものとします。

なお、米穀の直接販売を行う交付申請者にあつては、直接販売分の販売伝票等が複数枚ある場合は、原則、「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」(参考様式9)を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。また、確認書類の枚数が著しく多い場合は、その旨を申し出ることにより確認書類の添付を省略することができます。

ウ～カ (略)

第2 水田活用直接支払交付金

1 水田活用の直接支払交付金

(1)～(3) (略)

(4) 交付申請手続等

① 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」にを付け、「水田活用の直接支払交付金」にを付けた上で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用

付し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出するものとします。

ウ～カ (略)

第2 水田活用直接支払交付金

1 水田活用の直接支払交付金

(1)～(3) (略)

(4) 交付申請手続等

① 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」にを付け、「水田活用の直接支払交付金」にを付けた上で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用

米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

② (略)

(5) 作付面積の確認等

①・② (略)

③ 地域農業再生協議会は、②の確認が終わり次第、速やかに確認結果を取りまとめ、原則として、「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)の各項目の基礎データを地方農政局等に報告します。

(注) (略)

④・⑤ (略)

⑥ 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知。以下「高度化要領」といいます。)別表2の区分の欄の4の(2)のアに掲げる産地形成支援事業及び4の(2)のイに掲げる中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、同区分の欄の1に掲げる農業生産基盤整備事業(以下「基盤整備事業」といいます。)の完了年度の翌年度以降、本交付金の交付対象とはなりません。

また、産地形成支援事業及び中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から

米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、農産局長が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

② (略)

(5) 作付面積の確認等

①・② (略)

③ 地域農業再生協議会は、②の確認が終わり次第、速やかに確認結果を取りまとめ、原則として、「水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)の各項目の基礎データ (地方農政局等が指定した形式とします。) を地方農政局等に報告します。

(注) (略)

④・⑤ (略)

⑥ 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知。以下「高度化要領」といいます。)別表2の区分の欄の4の(2)のアに掲げる産地形成促進事業、4の(2)のイに掲げる産地形成支援事業及び4の(2)のウに掲げる中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地 (畑作等推進支援水利再編型においては畑作物等に転換する農地) については、同区分の欄の1に掲げる農業生産基盤整備事業 又は国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業 (以下「基盤整備事

高度化要領別紙2の第6の4及び5の導入促進整備計画又は高度化要領別紙2の第6の6の(3)のアの農業経営高度化計画に定める目標年度(以下「整備計画目標年度」といいます。)までの間、本要綱(6)の③及び4に定める畑地化促進助成及び畑地化促進事業を交付できることとします(ただし、本要綱(6)の③に定める産地推進計画に位置付けられた高収益作物を整備計画目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって交付が可能です。)

高度化要領別紙2の第9の3に定める情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、必要に応じて、該当する農地の収益を目的とする権利を有する農業者が住所を有する区域を所管する地域農業再生協議会に対し、関係する情報を提供してください。

これらの情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、これを踏まえて対象作物の作付面積等の確認を行います。

業」といいます。)の完了年度の翌年度以降、本交付金の交付対象とはなりません。

ただし、同要領別記1の第2の3の(5)のアの(1)のただし書に規定する畑作物に軸足を置いた汎用化した部分の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は、本要綱(6)の①に定める戦略作物助成については交付することができることとします。また、産地形成支援事業及び中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から高度化要領別紙2の第5の4及び5の導入促進整備計画又は高度化要領別紙2の第5の6の(3)のアの農業経営高度化計画に定める目標年度(以下「整備計画目標年度」といいます。)までの間、本要綱(6)の③及び4に定める畑地化促進助成及び畑地化促進事業を交付できることとします(ただし、本要綱(6)の③に定める産地推進計画に位置付けられた高収益作物を整備計画目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって交付が可能です。)

高度化要領別紙1の第8の6及び別紙2の第8の3から第8の5までに定める情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、必要に応じて、該当する農地の収益を目的とする権利を有する農業者が住所を有する区域を所管する地域農業再生協議会に対し、関係する情報を提供してください。

(6) 交付単価等

① 戦略作物助成

ア (略)

(注1) ~ (注3) (略)

(注4) 多年生牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うもので、同一ほ場に対して前年産から2年連続しては種する場合は、地域農業再生協議会がは種の妥当性を認めるものに限り、35,000円/10aの交付単価とすることとし、妥当性が認められない場合は、当年産においては種を行わず収穫を行うものとみなし、10,000円/10aの交付単価とします。

(注5) (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める品種(以下「多収品種」といいます。)の飼料用米及び米粉用米は、10a当たり交付対象数量が(標準単収値-150)kg ~ (標準単収値+150)kgの場合 80,000円/10a + 25,000円/150kg × (10a当たり交付対象数量-標準単収値)で算定された単価(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める多収品種以外

これらの情報提供を受けた地域農業再生協議会にあつては、これを踏まえて対象作物の作付面積等の確認を行います。

(6) 交付単価等

① 戦略作物助成

ア (略)

(注1) ~ (注3) (略)

(新設)

(注4) (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める品種(以下「多収品種」といいます。)の飼料用米及び米粉用米は、10a当たり交付対象数量が(標準単収値-150)kg ~ (標準単収値+150)kgの場合 80,000円/10a + 25,000円/150kg × (10a当たり交付対象数量-標準単収値)で算定された単価(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める多収品種以

(以下「一般品種」といいます。)の飼料用米にあっては、65,000円/10a + 10,000円/150kg × (10a 当たり交付対象数量－標準単収値) で算定された単価)

- (ウ) (標準単収値+150) kg以上の場合105,000円/10a (一般品種の飼料用米にあっては、75,000円/10a)

ただし、地域農業再生協議会は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の1の(2)に定める一括管理方式による出荷を選択した場合、(ア)から(ウ)までの規定にかかわらず、その交付を行う一般品種の飼料用米の10a当たり交付対象数量の単価を一律65,000円/10a ((ア)に該当する場合にあっては、55,000円/10a) に設定することができることとします。当該設定をした地域農業再生協議会は、生産年の6月30日までにその旨を地方農政局等に報告することとします。

(注1)・(注2) (略)

(注3) 交付単価の算定に用いる標準単収値は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の別添1により設定した地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a 当たり収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a 当たり収量の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値で除した値(小数点以下切り上げ)とします。

外(以下「一般品種」といいます。)の飼料用米にあっては、70,000円/10a + 15,000円/150kg × (10a 当たり交付対象数量－標準単収値) で算定された単価)

- (ウ) (標準単収値+150) kg以上の場合105,000円/10a (一般品種の飼料用米にあっては、85,000円/10a)

ただし、地域農業再生協議会は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の1の(2)に定める一括管理方式による出荷を選択した場合、(ア)から(ウ)までの規定にかかわらず、その交付を行う一般品種の飼料用米の10a当たり交付対象数量の単価を一律70,000円/10a ((ア)に該当する場合にあっては、55,000円/10a) に設定することができることとします。当該設定をした地域農業再生協議会は、生産年の6月30日までにその旨を地方農政局等に報告することとします。

(注1)・(注2) (略)

(注3) 交付単価の算定に用いる標準単収値は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の別添1により設定した地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a 当たり収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a 当たり年平均収量で除した値(小数点以下切り上げ)とします。

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、

ただし、当年産水稻の収量の公表前であって、交付申請者から交付金支払の申請があり、かつ、農林水産統計の10月25日現在の予想収量が公表されている場合にあつては、地域の合理的な単収等に、当該予想収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10 a 当たり収量の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値で除した値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

(注4) (略)

(注5) 飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し提出を行った加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地方農政局等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は80,000円/10aとし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は65,000円/10aとします。

(注6) 自然災害等その他不可抗力の要因により、10a当たり交付対象数量が標準単収値を下回る場合であつて、以下の①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、当該自然災害等その他不可抗力の要因が発生した年産に限り、飼料用米及び米粉用米の交付単価は80,000円/10aとし、一般品種

交付申請者から交付金支払の申請があり、かつ、農林水産統計の10月25日現在の予想収量が公表されている場合にあつては、地域の合理的な単収等に、当該予想収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10 a 当たり平年収量で除した値（小数点以下切り上げ）としても差し支えないものとします。

(注4) (略)

(注5) 飼料用米を生もみで出荷又は利用する旨をあらかじめ記載し提出を行った加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1）に基づいて、生もみを直接利用する場合において、その取組について、地方農政局等と地域農業再生協議会が連携して確認を行ったときには、交付単価は80,000円/10aとし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は70,000円/10aとします。

(注6) 自然災害等により、10a当たり交付対象数量が標準単収値を下回る場合であつて、以下の①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、当該自然災害等が発生した年産に限り、飼料用米及び米粉用米の交付単価は80,000円/10aとし、一般品種の飼料用米にあつては、交付単価は70,000円

の飼料用米にあつては、交付単価は65,000円/10aとすることができることとします。

① 自然災害等その他不可抗力の要因であることが客観的に確認できること（自然災害等の影響が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等）

② 当該自然災害等その他不可抗力の要因の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること（作業日誌、種子や肥料の購入伝票で確認できる場合等）

③ （略）

ウ （略）

② （略）

③ 畑地化促進助成（令和8年度当初予算事業）

ア 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで70,000円/10a（取組後5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合は、以下「高収益作物畑地化支援」、取組後5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合は、以下「その他畑地化支援」といいます。）の交付金を交付します。

イ 定着促進支援

(ア) 高収益作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で高収益作物

/10aとすることができることとします。

① 自然災害等が要因であることが客観的に確認できること（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき激甚災害に指定された場合、災害復旧事業の対象となった場合、農業共済の支払書類で確認できる場合等）

② 当該自然災害等の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること（作業日誌、種子や肥料の購入伝票で確認できる場合等）

③ （略）

ウ （略）

② （略）

③ 畑地化促進助成

ア 畑地化支援

畑地化の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで105,000円/10a（取組後5年以上継続して基幹作で高収益作物を作付けする場合は、以下「高収益作物畑地化支援」、取組後5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合は、以下「その他畑地化支援」といいます。）の交付金を交付します。

イ 定着促進支援

(ア) 高収益作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で高収益作物

を作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）の交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後5年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとしてします。

(イ) 畑作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。また、畑地化の取組開始後5年間は、既に交付を受けた交付額と畑地化取組期間に交付を受けることができる金額との差額を一括して交付できるものとしてします。

ウ (略)

④ (略)

(7)・(8) (略)

(9) 適切な生産の徹底等

①～⑤ (略)

(注1) 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされてきた上で、自然災害等その他不可抗力の要因によ

を作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）の交付金を交付します。

(イ) 畑作物定着促進支援

当年産から5年以上継続して基幹作で一般作物又は高収益作物を作付けする場合に、作付面積に応じて、当年産から5年間にわたって毎年20,000円/10a又は当年産に限り5年間分を一括して100,000円/10aの交付金を交付します。

ウ (略)

④ (略)

(7)・(8) (略)

(9) 適切な生産の徹底等

①～⑤ (略)

(注1) 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされてきた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要

って収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要です。）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害等であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない場合（地域農業再生協議会長等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ～オ （略）

（注2） （略）

ア 収量が相当程度低くなった要因を客観的に裏付ける第三者による証明等を基本とする書類（自然災害等が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等）

イ～エ （略）

（注3）自然災害等その他不可抗力の要因により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会長等が自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

⑥ ⑤において、合理的な理由があることが認められた場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそ

因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要です。）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ～オ （略）

（注2） （略）

ア 収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）

イ～エ （略）

（注3）自然災害等により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

⑥ ⑤において、合理的な理由があることが認められた場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそ

れがある場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導（参考様式7）を行うこととします。

なお、同一の交付申請者において、2年以上連続して同一品目において理由書（自然災害等によるものは除く。）が提出された場合には、原則として改善指導を行う対象とします。

また、改善指導を受けた交付申請者において、次年度以降収量低下理由書が提出された際、改善指導を受けた内容が実行されていなかった場合にあっては、本交付金の交付対象とはなりません。

⑦ なお、本交付金の交付申請者が、自然災害等その他不可抗力の要因によって、交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができず、出荷・販売状況が分かる書類を提出できなかった場合については、

ア その原因が自然災害等その他不可抗力の要因によるものであることが交付申請者の提出書類（自然災害等その他不可抗力の要因ごとに、地方農政局長等が本交付金の交付対象となるかどうかを確認するため、提出を求める書類）で確認できること

イ 当該自然災害等その他不可抗力の要因の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること

を条件として、当該自然災害等その他不可抗力の要因が発生した年産に限り、本交付金の交付対象とすることができることとします。

れがある場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導（参考様式7）を行うこととします。

なお、同一の交付申請者において、2年以上連続して同一品目において理由書（自然災害によるものは除く。）が提出された場合には、原則として改善指導を行う対象とします。

また、改善指導を受けた交付申請者において、次年度以降収量低下理由書が提出された際、改善指導を受けた内容が実行されていなかった場合にあっては、本交付金の交付対象とはなりません。

⑦ なお、本交付金の交付申請者が、自然災害等によって、交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができず、出荷・販売状況が分かる書類を提出できなかった場合については、

ア その原因が自然災害等によるものであることが交付申請者の提出書類（自然災害等ごとに、地方農政局長等が本交付金の交付対象となるかどうかを確認するため、提出を求める書類）で確認できること

イ 当該自然災害等の発生以前においては、適切な生産が行われていたことが確認できること

を条件として、当該自然災害等が発生した年産に限り、本交付金の交付対象とすることができることとします。

⑧ (略)

2 コメ新市場開拓等促進事業

(1)・(2) (略)

(3) 用語の定義

(略)

①～⑤ (略)

⑥ 酒造好適米

農産物規格規程第1の2(2)ハに規定する醸造用玄米のうち、産地品種銘柄に因らずにこれに該当するものをいいます。ただし、③に該当するものを除きます。

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第13-1号により産地・実需協働プラン(以下「プラン」といいます。)を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

(5)～(7) (略)

(8) 事業の実施

① (略)

② 対象作物

対象とする作物は、水田において、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米、米粉用米又は酒造好適米とします。

③ 交付対象とする取組、交付対象面積等

⑧ (略)

2 コメ新市場開拓等促進事業

(1)・(2) (略)

(3) 用語の定義

(略)

①～⑤ (略)

(新設)

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第13-1号により産地・実需協働プラン(以下「プラン」という。)を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

(5)～(7) (略)

(8) 事業の実施

① (略)

② 対象作物

対象とする作物は、水田において、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米又は米粉用米(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の4に該当するものに限ります。)とします。

③ 交付対象とする取組、交付対象面積等

ア (略)

イ 別表1の取組については、交付を申請する品目ごとに、3つ以上行うこととし、交付対象面積は、当該取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。

ただし、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米であって、④で定める多収品種加算の交付を受ける場合には、別表1の「③多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入」の取組に加え、3つ以上の取組を行うこととします。

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。ただし、酒造好適米にあつては、上記に加え、一定のまとまりを持ったほ場において生産されること又は安定的な生産に向けた体制が整っていること。

エ (略)

オ 新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米にあつては、イの交付対象面積は、ウの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

ア (略)

イ 別表1の取組については、交付を申請する品目ごとに、3つ以上行うこととし、交付対象面積は、当該取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。

エ (略)

オ イの交付対象面積は、ウの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

酒造好適米にあつては、出荷予定数量とイの当該取組を行う水田の合計面積から算定された単収が、過去の実績や近傍のほ場と比較して合理的な範囲内であることとします。

カ (略)

④ 交付単価

低コスト生産等の取組への交付は、③のイの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。なお、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米であつて、③に規定する交付対象とする取組を行い、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に規定する多収品種又は地域の単収よりも概ね1割以上収量が高く、都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、5,000円/10aを加算します(多収品種加算)。

作物	交付単価
(略)	(略)
米粉用米	(略)
<u>酒造好適米</u>	<u>取組年数に応じて最大30,000円/10a※</u>

※ 酒造好適米の交付単価は、令和8年度から連続する低コスト生産等の取組年数に応じて1年当たり10,000円/10aとし、最大3年分を令和8年度に一括で交付します。なお、3年分の交付を受ける場合には、交付対象者又は集出荷業者等と実需者との間で、「価格決定の考え方」を予

カ (略)

④ 交付単価

低コスト生産等の取組への交付は、③のイの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。

作物	交付単価
(略)	(略)
米粉用米 <u>(パン・麵専用品種)</u>	(略)
(新設)	(新設)

(新設)

め設定する必要があります。

- ⑤ (略)
- ⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「コメ新市場開拓等促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ～オ (略)

- ⑦～⑩ (略)

3 畑作物産地形成促進事業

- (1)～(3) (略)

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第14-1号により産地・実需協働プラン（以下「プラン」といいます。）を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

- (5)～(7) (略)

(8) 事業の実施

- ①～⑤ (略)

- ⑥ 交付申請手続等

- ⑤ (略)
- ⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付け、「コメ新市場開拓等促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ～オ (略)

- ⑦～⑩ (略)

3 畑作物産地形成促進事業

- (1)～(3) (略)

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第14-1号により産地・実需協働プラン（以下「プラン」という。）を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

- (5)～(7) (略)

(8) 事業の実施

- ①～⑤ (略)

- ⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」にを付け、「畑作物産地形成促進事業」にを付けた上で、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ～オ (略)

⑦～⑩ (略)

4 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）（令和7年度補正予算事業）

(1)・(2) (略)

(3) 交付申請手続等

① 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」にを付け、「畑地化促進事業」にを付けた上で、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

② (略)

(4)～(8) (略)

V その他

第1 (略)

第2 関係機関の役割

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」にを付け、「畑作物産地形成促進事業」にを付けた上で、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ～オ (略)

⑦～⑩ (略)

4 畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）

(1)・(2) (略)

(3) 交付申請手続等

① 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」にを付け、「畑地化促進事業」にを付けた上で、営農計画書とともに、農産局長が別に通知する日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

② (略)

(4)～(8) (略)

V その他

第1 (略)

第2 関係機関の役割

(略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 地方農政局等

①~④ (略)

⑤ 新規需要米・加工用米の取組計画の受理、横流れ等の不正流通の防止の徹底

⑥~⑧ (略)

第3~第6 (略)

第7 その他

経営所得安定対策等の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。

(削る。)

別紙4

パン・中華麺用品種の対象範囲

(略)

銘柄	生産地の属する都道府県
アオバコムギ	(略)
(略)	(略)
セトデュールR五	(略)
<u>せとのほほえみ</u>	<u>滋賀県</u>

(略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 地方農政局等

①~④ (略)

⑤ 新規需要米・加工用米の取組計画の認定、横流れ等の不正流通の防止の徹底

⑥~⑧ (略)

第3~第6 (略)

第7 その他

1 経営所得安定対策等の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。

2 経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化については、令和5年度から本格運用することとしています(オンライン化の対象となる手続等については、別紙16「農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化」に定めています。)

別紙4

パン・中華麺用品種の対象範囲

(略)

銘柄	生産地の属する都道府県
アオバコムギ	(略)
(略)	(略)
セトデュールR五	(略)
(新設)	(新設)

ダブル八号	(略)
タマイズミ	栃木県、岐阜県、三重県
ちくしW二号	(略)
(略)	(略)
福井県大三号	(略)
<u>ほしみらい</u>	<u>兵庫県</u>
(略)	(略)

ダブル八号	(略)
タマイズミ	栃木県 <u>(小山市、下野市及び下都賀郡野木町)</u> 、岐阜県、三重県
ちくしW二号	(略)
(略)	(略)
福井県大三号	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
米穀 (種子用又は用途限定米穀以外のものであること。以下同じです。)	(略) ア (略) イ 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査(以下「米穀品位等検査」といいます。)を交付前年度の3月31日までに受け、当該検査において3等以上の等級に格付けされたもの又は次のいずれかに該当するもの (ア) <u>自然</u> 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの (イ)～(エ) (略)	確認書類 1 アに関する確認書類 ① (略) ② アの(イ)に該当するものについては、以下に掲げる書類 ・ 交付前年度の3月31日までに主食用として販売の対象とした数量を確認できる書類(販売契約書の写し、販売伝票の写し、販売委託契約書の写し、販売代金精算書の写しなど) <u>販売伝票等が複数枚ある場合は、原則、「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」(参考様式9)を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。</u> 2 イに関する確認書類 ① (略) ② イの(エ)に該当するものについては、以下に掲げる書類 ・ 販売先において主食用とすることが決定していることを確認できる書類(「1 アに関する確認書類」の②に掲げる確認書類) ・ 1.70mm以上のふるい目幅で調製したことが確認できる書類(1.70mm以上のふるい目幅で調製したことを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど) ・ 水分含有率がイの(エ)のiiiに定める基準を満たしていることが確認できる書類(イの(エ)のiiiに定める基準を満たし

		<p>ていることを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産年を確認できる書類(栽培記録の写しなど) ・ 産地を確認できる書類(産地情報が記された出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど) ・ 品種を確認できる書類(種子購入伝票の写し、栽培記録の写しなど。加入者所属市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合に限る。) <p><u>3 その他</u></p> <p><u>① 直接販売を行う交付申請者に対しては、直接販売分の確認書類の枚数が著しく多い場合は、その旨を申し出ることにより確認書類の添付を省略することができます。</u></p> <p><u>② 集落営農であってその構成員に米穀について収入保険に加入している者がいる場合においては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。</u></p>
<p>米穀以外の対象作物 (麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしよ)</p>	<p>(略)</p>	<p><u>1 確認書類</u> 別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「確認書類」と同じです。</p> <p><u>2 その他</u> 集落営農であってその構成員に米穀以外の対象作物について収入保険に加入している者がいる場合においては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。</p>

(注1)・(注2) (略)

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
<p>米穀 (種子用又は用途限定米穀以外のものであること。以下同じです。)</p>	<p>(略) ア (略) イ 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査(以下「米穀品位等検査」といいます。)を交付前年度の3月31日までに受け、当該検査において3等以上の等級に格付けされたもの又は次のいずれかに該当するもの (ア) 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの (イ)～(エ) (略)</p>	<p>確認書類</p> <p>1 アに関する確認書類 ① (略) ② アの(イ)に該当するものについては、以下に掲げる書類 ・ 交付前年度の3月31日までに主食用として販売の対象とした数量を確認できる書類(販売契約書の写し、販売伝票の写し、販売委託契約書の写し、販売代金精算書の写しなど)</p> <p>2 イに関する確認書類 ① (略) ② イの(エ)に該当するものについては、以下に掲げる書類 ・ 販売先において主食用とすることが決定していることを確認できる書類(「1アに関する確認書類」の②に掲げる確認書類) ・ 1.70mm以上のふるい目幅で調製したことが確認できる書類(1.70mm以上のふるい目幅で調製したことを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど) ・ 水分含有率がイの(エ)のiiiに定める基準を満たしていることが確認できる書類(イの(エ)のiiiに定める基準を満たしていることを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど) ・ 産年を確認できる書類(栽培記録の写しなど)</p>

- ・ 産地を確認できる書類（産地情報が記された出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）
- ・ 品種を確認できる書類（種子購入伝票の写し、栽培記録の写しなど。加入者所属市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合に限る。）

集落営農であってその構成員に米穀について収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。

確認書類の枚数が著しく多い場合は、積立申出者自身はその数量に係る一覧表を作成して、その旨を申し出ることにより書類の添付を省略することができます。

(新設)

米穀以外の
対象作物
(麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしよ)

(略)

別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「確認書類」と同じです。

ただし、集落営農であってその構成員に米穀以外の対象作物について収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。

(注1)・(注2)

(略)

(別紙 7)

収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入
額等の算出

1・2 (略)

3 販売価格及び単収
(略)

対象作物	販売価格	単収
米穀	(略)	農林水産統計 の都道府県ごと の 10 a 当たり 収量 (<u>生産者ふ るい目幅ベー ス</u>)
麦～でん 粉原料用 ばれいし よ	(略)	(略)

(注 1)・(注 2) (略)

4 (略)

(別紙 7)

収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入
額等の算出

1・2 (略)

3 販売価格及び単収
(略)

対象作物	販売価格	単収
米穀	(略)	農林水産統計 の都道府県ごと の 10 a 当たり 収量 (<u>1.7mm 基 準ベース</u>)
麦～でん 粉原料用 ばれいし よ	(略)	(略)

(注 1)・(注 2) (略)

4 (略)

収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法

- 1・2 (略)
- 3 共済金相当額
 - (1) (略)
 - (2) 共済金相当額の算出
 - ア (略)
 - イ 標準単収

標準単収は、それぞれ次に定めるものとします。

なお、アにおいて、全国農業地域の 10a 当たり収量を使用する場合における標準単収は、当該全国農業地域に属する都道府県の標準単収を当該都道府県ごとの前年産の作付面積の加重平均により算出された単位当たり収穫量とし、全国の 10a 当たり収量を使用する場合は、同様の手法により算出された全国の単位当たり収穫量とします。

この全国農業地域及び全国の 10a 当たりの標準単収を算出する場合に、(イ)のただし書又は(ウ)のただし書に該当する都道府県を計算に含める必要があるときは、この計算に使用する都道府県の標準単収は、(イ)のただし書又は(ウ)のただし書の規定にかかわらず、麦にあっては農作物共済引受要綱第 1 章第 8 節第 4 の 1 の規定に、大豆及びてん菜にあっては畑作物共済引受要綱第 1 章第 8 節第 5 の 1 の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ご

収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法

- 1・2 (略)
- 3 共済金相当額
 - (1) (略)
 - (2) 共済金相当額の算出
 - ア (略)
 - イ 標準単収

標準単収は、それぞれ次に定めるものとします。

なお、アにおいて、全国農業地域の 10a 当たり収量を使用する場合における標準単収は、当該全国農業地域に属する都道府県の標準単収を当該都道府県ごとの前年産の作付面積の加重平均により算出された単位当たり収穫量とし、全国の 10a 当たり収量を使用する場合は、同様の手法により算出された全国の単位当たり収穫量とします。

この全国農業地域及び全国の 10a 当たりの標準単収を算出する場合に、(イ)のただし書又は(ウ)のただし書に該当する都道府県を計算に含める必要があるときは、この計算に使用する都道府県の標準単収は、(イ)のただし書又は(ウ)のただし書の規定にかかわらず、麦にあっては農作物共済引受要綱第 1 章第 8 節第 4 の 1 の規定に、大豆及びてん菜にあっては畑作物共済引受要綱第 1 章第 8 節第 5 の 1 の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ご

とに通知する単位当たり収穫量（春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）とします。

ただし、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の4により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する標準単収とします。

(ア) 米穀

農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり収量の前年産までの5か年中最高値及び最低値を除く3か年平均値（生産者ふるい目幅ベース）

(イ)～(エ) (略)

ウ (略)

4 (略)

(別紙10)

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

1・2 (略)

3 積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとします。

(1)～(5) (略)

(6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること

「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様

とに通知する単位当たり収穫量（春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）とします。

ただし、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の4により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する標準単収とします。

(ア) 米穀

農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり平年収量(1.7mm基準ベース)

(イ)～(エ) (略)

ウ (略)

4 (略)

(別紙10)

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

1・2 (略)

3 積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとします。

(1)～(5) (略)

(6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること

「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様

式第 10-10 号) により、(1) の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

ただし、6 月、9 月及び 12 月以外の月で、積立金残高に変動がない月については、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号) による報告を省略できるものとする。

また、「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」(様式第 10-4 号) を提出した月であって、当該報告書の残高と月末の残高が一致する場合においても、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号) による報告を省略できるものとする。

さらに、積立金残高が 0 の場合は、

- ①新規及び継続の加入者がおらず、新たに積立金が納付される見込みがないこと
- ②未返還の積立金がないこと

が地方農政局長等により確認され、かつ、その状態が継続する間に限り、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号) による報告を省略できるものとする とともに、当該口座を解約することを妨げない。

4 (略)

(別紙 11)

水田収益力強化ビジョンについて

1・2 (略)

3 公表等

式第 10-10 号) により、(1) の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

なお、6 月、9 月及び 12 月以外の月で、積立金残高に変動がない月については、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号) による報告を省略できるものとする。

さらに、積立金残高が 0 の場合は、

- ①新規及び継続の加入者がおらず、新たに積立金が納付される見込みがないこと
- ②未返還の積立金がないこと

が地方農政局長等により確認され、かつ、その状態が継続する間に限り、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10-10 号) による報告を省略できるものとする。

4 (略)

(別紙 11)

水田収益力強化ビジョンについて

1・2 (略)

3 公表等

2の(1)から(7)までについては、別紙13の2の(6)に基づく承認がなされた後、おおむね2週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。

(別紙12)

戦略作物助成の扱い

- 1 (略)
- 2 戦略作物助成の対象作物の申告
 - (1) (略)
 - (2) 飼料作物のうち牧草について、当年産においては種を行う場合には、営農計画書の提出時には種を行うほ場を記載するとともに、は種実施後、地域農業再生協議会に対して、は種記録(種子購入伝票や作業日誌等)を提出することが必要です。

また、多年生牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うもので、同一ほ場に対して前年産から2年連続しては種する場合は、2年連続しては種を行うことの妥当性を地域農業再生協議会が確認するために、地域農業再生協議会が求める資料を同協議会に対して提出することが必要です。

- 3 (略)

(別紙13)

2の(1)から(7)までについては、別紙13の2の(6)に基づく承認がなされた後、おおむね2週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。

また、水田収益力強化ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局長等は、都道府県に対し、9月末までを目途に情報提供及び意見聴取を行うものとします(様式第11-4号)。

(別紙12)

戦略作物助成の扱い

- 1 (略)
- 2 戦略作物助成の対象作物の申告
 - (1) (略)
 - (2) 飼料作物のうち牧草について、当年産においては種を行う場合には、営農計画書の提出時には種を行うほ場を記載するとともに、は種実施後、地域農業再生協議会に対して、は種記録(種子購入伝票や作業日誌等)を提出することが必要です。

- 3 (略)

(別紙13)

産地交付金の考え方及び設定手続

- 1 (略)
- 2 産地交付金による助成内容の設定
 - (1) (略)

取組内容	追加配分単価
新市場開拓用米の複数年契約 ※ <u>令和8年産</u> から新たに結んだ3年以上の契約	(略)
(略)	(略)

(2) ~ (6) (略)

(7) 水田収益力強化ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書等について、地方農政局長等は、都道府県に対して情報共有等を行うとともに、必要に応じて意見聴取を行うものとしします。

- 3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について
 - (1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組

① 新市場開拓用米の複数年契約

新市場開拓用米の作付けに当たって、次の要件を全て満たす3年以上の複数年契約(令和8年産から新たに結んだ令和8年産から令和10年産までの3年分の契約を含むもの)の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとしします。

追加配分は、コメ新市場開拓等促進事業で採択された新市場開拓用米の取組面積のうち複数年契約を締結している面積が対象です。

ア～ウ (略)

産地交付金の考え方及び設定手続

- 1 (略)
- 2 産地交付金による助成内容の設定
 - (1) (略)

取組内容	追加配分単価
新市場開拓用米の複数年契約 ※ <u>令和7年産</u> から新たに結んだ3年以上の契約	(略)
(略)	(略)

(2) ~ (6) (略)

(新設)

- 3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について
 - (1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組

① 新市場開拓用米の複数年契約

新市場開拓用米の作付けに当たって、次の要件を全て満たす3年以上の複数年契約(令和7年産から新たに結んだ令和7年産から令和9年産までの3年分の契約を含むもの)の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとしします。

追加配分は、コメ新市場開拓等促進事業で採択された新市場開拓用米の取組面積のうち複数年契約を締結している面積が対象です。

ア～ウ (略)

②～④ (略)

(2) 地域の取組に応じた配分額等の算定手順

① (略)

取組名	添付書類
新市場開拓用米の複数年契約	・加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1)の写し ※加工用米等取組計画書の提出に当たっては、生産者側と需要者側との間で締結した販売契約書の写し（令和8年産から新たに結んだ令和8年産から令和10年産までの3年分の契約を含むもの）が必要です。
(略)	(略)

②～⑤ (略)

(3) (略)

(削る。)

②～④ (略)

(2) 地域の取組に応じた配分額等の算定手順

① (略)

取組名	添付書類
新市場開拓用米の複数年契約	・加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1)の写し ※加工用米等取組計画書の提出に当たっては、生産者側と需要者側との間で締結した販売契約書の写し（令和7年産から新たに結んだ令和7年産から令和9年産までの3年分の契約を含むもの）が必要です。
(略)	(略)

②～⑤ (略)

(3) (略)

(4) 地域の取組に応じた配分等に係る実施状況の報告

地域農業再生協議会は、5の(3)の実績報告を行うに際しては、(1)の①から④までの取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について」(様式第11-8号)に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の3月15日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追

(4) (略)

4 (略)

5 交付金額の算定・交付

(1)・(2) (略)

(3) 地域農業再生協議会は、3(1)の①から④までの取組に係る作付面積及び実施状況の確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積及び活用実績報告書」(様式第11-10号)の別紙)に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年3月15日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を取りまとめの上、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」(様式第11-10号)を作成し、生産年の翌年の3月31日までに地方農政局等に提出します。

(4) (略)

(別紙14)

畑地化促進助成について

1 交付対象となる取組

(略)

(1) 畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付け

加配分実施面積について」(様式第11-9号)に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の3月31日までに地方農政局等に提出するものとします。

(5) (略)

4 (略)

5 交付金額の算定・交付

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県は、地域農業再生協議会からの実績報告(「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」(様式第11-10号)の別紙)を取りまとめ、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」(様式第11-10号)を作成し、生産年の翌年の3月31日までに地方農政局等に提出します。

(4) (略)

(別紙14)

畑地化促進助成について

1 交付対象となる取組

(略)

(1) 畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付け

られ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から外れ、生産性の向上や収益力の向上に向け、畑作物の本作化の取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

（注1） 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、高収益作物畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の（4）の②の規定を準用します。

られ、交付対象水田にx 該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から外れ、生産性の向上や収益力の向上に向け、畑作物の本作化の取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

（注1） 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、高収益作物畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の（4）の②の規定を準用します。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって畑地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。

(注2) (略)

(2) 定着促進支援に係る取組

① 高収益作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。

イ (略)

(注1) (略)

② 畑作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。

(注2) (略)

(2) 定着促進支援に係る取組

① 高収益作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。

イ (略)

(注1) (略)

② 畑作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができることとします。

(ア)～(オ) (略)

イ (略)

(3) (略)

2 (略)

3 交付額の調整に係る対応

(1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害等その他不可抗力の要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害等その他不可抗力の要因による

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができることとします。

(ア)～(オ) (略)

イ (略)

(3) (略)

2 (略)

3 交付額の調整に係る対応

(1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によ

ものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

①～④ (略)

(別紙 15)

都道府県連携型助成について

1 交付要件となる都道府県事業

本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業（メニュー）は以下の全ての条件を満たすものとします。

(1) 令和8年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること

(2) (略)

2・3 (略)

るものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

①～④ (略)

(別紙 15)

都道府県連携型助成について

1 交付要件となる都道府県事業

本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業（メニュー）は以下の全ての条件を満たすものとします。

(1) 令和7年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること

(2) (略)

2・3 (略)

農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の
申請手続のオンライン化

経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化については、令和5年度から農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」といいます。）の本格運用が開始されました。

1 オンライン化の対象手続

特定の地域農業再生協議会における交付申請者はeMAFFを利用することにより、下表の様式に係る申請をオンラインにより行うことができます。

また、当該様式に添付する資料については、PDF等によりeMAFFに取り込むことができます。

<u>様式番号</u>	<u>様式名</u>
<u>様式第1号</u>	<u>経営所得安定対策等交付金交付申請書</u>
<u>様式第2号</u>	<u>水稻生産実施計画書兼営農計画書</u>
<u>様式第3号</u>	<u>経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座 名義人に対する委任状</u>
<u>様式第7号</u>	<u>水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積 確認結果報告書</u>
<u>様式第8号</u>	<u>交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書</u>
<u>様式第9-1号</u>	<u>畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申 請書</u>

様式第9-2号	<u>経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売 (直売所等での販売) 計画書兼出荷・販売等実績 報告書</u>
様式第10-1号	<u>収入減少影響緩和交付金の交付申請書</u>
様式第11-1号	<u>水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出 荷・販売等実績報告書兼誓約書</u>
様式第11-2号	<u>「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水 田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉 用米の数量報告書」</u>

2 交付決定額等について

オンライン申請の場合、交付決定額等はeMAFFの画面上
に表示されます。紙媒体による通知が必要な場合は、地方農政局
等に依頼してください。

3 オンライン申請手続の詳細について

特定の地域農業再生協議会における交付申請者がeMAFF
を利用してオンライン申請手続を行うためには、関係資料の提
出先となる地域農業再生協議会が、オンライン申請手続を受け
入れる準備ができていることが必要となります。

このため、オンライン申請手続を希望する場合には、最寄りの
地方農政局等又は地域農業再生協議会にお問い合わせ願いま
す。

(別紙17)

コメ新市場開拓等促進事業の採択・配分基準について

コメ新市場開拓等促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、都道府県取組計画書に含まれている地域農業再生協議会の産地・実需協働プラン（以下「プラン」といいます。）にて定められた品目ごとに、配分対象となる地域農業再生協議会を決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとします。

1・2 (略)

【配点基準】

項目	ポイント	
1 低コスト 生産等の取 組状況	(略)	
	【米粉用米】	
	(略)	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	(略)
ア <u>50ha以上</u>	12	
イ <u>40ha以上～50ha未満</u>	10	
ウ <u>30ha以上～40ha未満</u>	8	
エ <u>20ha以上～30ha未満</u>	6	
オ <u>10ha以上～20ha未満</u>	4	
カ <u>10ha未満</u>	2	
【酒造好適米】		
<u>①又は②のいずれかを選択。</u>		

(別紙17)

コメ新市場開拓等促進事業の採択・配分基準について

コメ新市場開拓等促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、都道府県取組計画書に含まれている地域農業再生協議会の産地・実需協働プラン（以下「プラン」という。）にて定められた品目ごとに、配分対象となる地域農業再生協議会を決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとします。

1・2 (略)

【配点基準】

項目	ポイント	
1 低コスト 生産等の取 組状況	(略)	
	【米粉用米 <u>(パン・麺専用品種)</u> 】	
	(略)	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	(略)
ア <u>10ha以上</u>	12	
イ <u>8ha以上～10ha未満</u>	10	
ウ <u>6ha以上～8ha未満</u>	8	
エ <u>4ha以上～6ha未満</u>	6	
オ <u>2ha以上～4ha未満</u>	4	
カ <u>2ha未満</u>	2	
(新設)		

	<u>①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1</u> <u>ア 100ha以上</u> 24 <u>イ 80ha以上～100ha未満</u> 20 <u>ウ 60ha以上～80ha未満</u> 16 <u>エ 40ha以上～60ha未満</u> 12 <u>オ 20ha以上～40ha未満</u> 8 <u>カ 20ha未満</u> 4	<u>②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1</u> <u>ア 300%以上</u> 24 <u>イ 200%a以上～300%未満</u> 20 <u>ウ 150%以上～200%未満</u> 16 <u>エ 100%以上～150%未満</u> 12 <u>オ 75%以上～100%未満</u> 8 <u>カ 75%未満</u> 4		
2～5 (略)	(略)		2～5 (略)	(略)
<u>6 酒造好適米の安定供給に向けた取組</u>	<u>【酒造好適米】</u> <u>令和8～10年度における、低コスト生産等の延べ取組面積に占める複数年の低コスト生産等に取り組む農業者の延べ取組面積の割合</u> <u>ア 50%以上</u> 6 <u>イ 30%以上～50%未満</u> 4 <u>ウ 10%以上～30%未満</u> 2		(新設)	(新設)
優先枠	(略) 米粉用米 20億円 <u>酒造好適米 30億円</u>		優先枠	(略) 米粉用米 <u>(パン・麺専用品種)</u> 20億円 (新設)
(略)	(略)		(略)	(略)
1 (略)	(別紙18) 低コスト生産等の取組の追加について (コメ新市場開拓等促進事業)		1 (略)	(別紙18) 低コスト生産等の取組の追加について (コメ新市場開拓等促進事業)

2 承認申請に当たっての留意事項

(1) (略)

(2) 地域特認メニューの基本的な考え方は、次のとおりとします。

低コスト又は省力化に資する取組であること

なお、酒造好適米においては、上記のほか、品質の向上や収量の安定に資する取組であること

(3) (略)

(別紙19)

畑作物産地形成促進事業の採択・配分基準について

畑作物産地形成促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、都道府県取組計画書に含まれている地域農業再生協議会の産地・実需協働プラン（以下「プラン」といいます。）にて定められた品目・仕向けごとに、配分対象となる地域農業再生協議会を決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとします。

採択・配分に当たっては、まずは前年度に畑地化を行った地域農業再生協議会及び当年度に畑地化を行う予定の地域農業再生協議会（以下「畑地化協議会」という。）を採択・配分の対象とし、次にそれ以外の地域農業再生協議会（以下「その他協議会」という。）を採択・配分の対象とするものとします。

1・2 (略)

2 承認申請に当たっての留意事項

(1) (略)

(2) 地域特認メニューの基本的な考え方は、次のとおりとします。

① 新市場開拓用米・加工用米・米粉用米（パン・麺専用品種）

低コスト又は省力化に資する取組であること

(3) (略)

(別紙19)

畑作物産地形成促進事業の採択・配分基準について

畑作物産地形成促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、都道府県取組計画書に含まれている地域農業再生協議会の産地・実需協働プラン（以下「プラン」という。）にて定められた品目・仕向けごとに、配分対象となる地域農業再生協議会を決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとします。

採択・配分に当たっては、まずは前年度に畑地化を行った地域農業再生協議会及び当年度に畑地化を行う予定の地域農業再生協議会（以下「畑地化協議会」という。）を採択・配分の対象とし、次にそれ以外の地域農業再生協議会（以下「その他協議会」という。）を採択・配分の対象とするものとします。

1・2 (略)

(別紙21)

畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について

1 交付対象となる取組

(略)

(1) 畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から外れ、生産性の向上や収益力の向上に向け、畑作物の本作化の取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

(注1) 交付の対象となった農地においては、交付が行わ

(別紙21)

畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について

1 交付対象となる取組

(略)

(1) 畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から外れ、生産性の向上や収益力の向上に向け、畑作物の本作化の取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

(注1) 交付の対象となった農地においては、交付が行わ

れてから5年間は、高収益作物畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって畑地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。

(注2) (略)

(2) 定着促進支援に係る取組

① 高収益作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。

イ (略)

② 畑作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

れてから5年間は、高収益作物畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。

(注2) (略)

(2) 定着促進支援に係る取組

① 高収益作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で支援期間とすることができることとします。

イ (略)

② 畑作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害等その他不可抗力の要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができるものとします。

(ア)～(オ) (略)

イ (略)

2 (略)

3 交付額の調整に係る対応

- (1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害等その他不可抗力の要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができるものとします。

(ア)～(オ) (略)

イ (略)

2 (略)

3 交付額の調整に係る対応

- (1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとし、自然災害等その他不可抗力の要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

①～④ (略)

(別表1)

交付対象とする低コスト生産等の取組 (コメ新市場開拓等促進事業)

(略)

【新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米】

取組メニュー	取組内容
①～⑫ (略)	(略)
⑬多収品種、 <u>高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種</u> の導入	多収品種、 <u>高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種</u> の作付け
⑭～⑰ (略)	(略)

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

①～④ (略)

(別表1)

交付対象とする低コスト生産等の取組 (コメ新市場開拓等促進事業)

(略)

【新市場開拓用米、加工用米、米粉用米 (パン・麺専用品種)】

取組メニュー	取組内容
①～⑫ (略)	(略)
⑬多収品種の導入 <u>※米粉用米 (パン・めん専用品種) は除く</u>	多収品種の作付け
⑭～⑰ (略)	(略)

様式第1号A

令和 年産

経営所得安定対策等交付金交付申請書

(略)

継続 新規

① (略)

② 交付申請内容（本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」の□に✓してください）
※ (略)

交付金名	畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請		収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請	
	□する	□しない	□する	□しない
本年産の申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
前年産の申請状況	(略)		(略)	

※ (略)

※ (略)

事業名	水田活用直接支払交付金の申請	
本年産の申請	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	(略)	

※ (略)

様式第1号A

令和 年産

経営所得安定対策等交付金交付申請書

(略)

継続 新規

① (略)

② 交付申請内容（本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」に○を付けてください）
※ (略)

交付金名	畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請		収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請	
	する	しない	する	しない
本年産の申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
前年産の申請状況	(略)		(略)	

※ (略)

※ (略)

事業名	水田活用直接支払交付金の申請	
本年産の申請	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	(略)	

※ (略)

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
(略)

過去1年 (新規申請者除く) 及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

④ (略)

(略)

様式第1号B 令和 年産
(略)

⑤ (略)

※ (略)

◆畑作物の直接支払交付金 (ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓

(略)

※ (略)

対象畑作物	作付けの有無	作付け「あり」の場合	
		(削る。)	<u>面積払の</u> 収穫後交付 <u>を希望</u>

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
(略)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

④ (略)

(略)

様式第1号B 令和 年産
(略)

⑤ (略)

※ (略)

◆畑作物の直接支払交付金 (ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓

(略)

※ (略)

対象畑作物	作付けの有無	作付け「あり」の場合	
		<u>面積払</u> <u>の申請</u>	収穫後交付 <u>の希望</u>

※「面積払の収穫後交付を希望」欄は、数量払の交付申請後（収穫量確定後）に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。

⑦ （略）

◆収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

⑧・⑨ （略）
（略）

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「農林水産省等」といいます。）及び地域農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）は、交付申請者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、経営所得安定対策等交付金の交付に係る事務及び制度の改善等のために利用します。

なお、交付金の円滑な交付のために、農林水産省等及び協議会が交付申請者の同意を得た上で交付申請書及び営農計画書等の内容を訂正することがあります。

以下に記載された「経営所得安定対策等交付金に係る個人情報

※「収穫後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後（収穫量確定後）に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。（面積払の申請をしない場合はこの欄は✓できません）

⑦ （略）

◆収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

⑧・⑨ （略）
（略）

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓してください。

（新設）

の取扱いについて」をよくご確認の上、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓をつけてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省等及び協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を交付申請者に係る次の関係機関等（注2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

また、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省等、都道府県及び市町村並びに協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

なお、当該個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省、内閣府沖縄総合事務局、都道府県及び市町村並びに地域農業再生協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の

策交付金の交付事務等の手続において、申請書等の記載内容の訂正が必要となった際でも、農林水産省等が関係機関に申請書等の内容について照会し、交付申請者に代わって訂正を行うなど交付申請者の負担が軽減されるほか、交付申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、事務手続が簡素化されます。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用総合対策、環境保全型農業直接支払交付金、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金、農家負担金軽減支援対策事業、 <u>飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業</u> 、 <u>農業者年金事業</u> 、 <u>農業経営基盤強化準備金制度</u> 、 <u>農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に関する取組</u> 等
機関等 (注2)	(略)

交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、 <u>人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業</u> 、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、 <u>畜産生産力・生産体制強化対策事業</u> 、 <u>国産畜産物安心確保等支援事業</u> 、 <u>環境負荷軽減型持続的生産支援事業</u> 、 <u>農業者年金事業</u> 等
機関等 (注2)	(略)

様式第1号別添3

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
 <各取組項目の解説>
 (略)

農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践が要件化されることとなりました(みどりチェック)。
経営所得安定対策等交付金に申請する場合についてもチェックが必要となります。

1～8 (略)

様式第2号

水稻生産実施計画書 兼 営農計画書
 (略)

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式				
R 4・R 5 開始	一括交付方式		分割交付方式	
(略)	(略)		(略)	
<u>R 8開始</u>	<u>一括交付方式</u>		<u>分割交付方式</u>	

様式第1号別添3

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
 <各取組項目の解説>
 (略)

農林水産省の各種補助事業等で導入されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなりました。
これまでは「ゲタ・ナラシ」、「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」を申請する場合にチェックが必要でしたが、令和7年度からは「水田活用の直接支払交付金」、「畑地化促進事業」を申請する場合についてもチェックが必要となります。

1～8 (略)

様式第2号

水稻生産実施計画書 兼 営農計画書
 (略)

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式				
R 4・R 5 開始	一括交付方式		分割交付方式	
(略)	(略)		(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	

(削る。)

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係
(略)

コメ新市場開拓等促進事業関係							
酒造好 適米支 援	取組年	R 8		R 9		R 10	
	対象面積	a	m ²	a	m ²	a	m ²

※ コメ新市場開拓等促進事業に酒造好適米として、申請した各年の面積を記入すること。

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係				
高収益作物定着 促進支援	開始年	(略)	R 8	
	対象面積※		a	m ²
畑作物定着促進 支援	開始年	(略)	R 8	
	対象面積		a	m ²

(※) (略)

※「R 4・R 5」及び「R 6」開始の一括交付方式については、前年度に一括交付を希望した者のうち、今年度も継続して一括交付を希望する場合に「○」をつけてください。

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係
(略)

(新設)

(新設)

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係				
高収益作物定着促 進支援	開始年	(略)	(新設)	
	対象面積※		(新設)	(新設)
畑作物定着促進支 援	開始年	(略)	(新設)	
	対象面積		(新設)	(新設)

(※) (略)

水稲用途別作付面積					
用途	農業者記入欄		用途	農業者記入欄	
	出荷・販売契約数量	生産予定面積		出荷・販売契約数量	生産予定面積
主食用米	kg	a m	(※3)新市場開拓用米	kg	a m
(※1)醸造用玄米	kg	a m	うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a m
うちコメ新市場事業対象	kg	a m	うちコメ新市場事業対象	kg	a m
備蓄米	kg	a m	うち多収品種加算対象	kg	a m
(※2)(※3)加工用米①	kg	a m	(※3)米粉用米	kg	a m
うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a m	うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a m
うちコメ新市場事業対象	kg	a m	うちコメ新市場事業対象	kg	a m
うち多収品種加算対象	kg	a m	うち多収品種加算対象	kg	a m
			飼料用米(生もみ除く)	kg	a m
			多収品種	kg	a m
			多収品種以外	kg	a m
			飼料用米(生もみ)	kg	a m
			多収品種	kg	a m
			多収品種以外	kg	a m
			WCS用稲	kg	a m
			青刈り稲		a m
			合 計		a m

(※2) 新規需要米②

※1 醸造用玄米について、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に、酒造好適米として申請した数量・面積を記入すること。

※2 (略)

※3 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。また、「うち多収品種加算対象」欄には、多収品種加算を申請した数量・面積を記入すること。

水稲用途別作付面積						
用途	農業者記入欄		用途	農業者記入欄		
	出荷・販売契約数量	生産予定面積		出荷・販売契約数量	生産予定面積	
主食用米	kg	a m ²	(※1)(※2)加工用米②	kg	a m ²	
(※1)新規需要米①	WCS用稲	kg a m ²	うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a m ²	
	(※2)米粉用米	kg a m ²	うちコメ新市場事業対象	kg	a m ²	
	うちコメ新市場事業対象を除く	kg a m ²	備蓄米	kg	a m ²	
	うちコメ新市場事業対象	kg a m ²		合計	a m ²	
	飼料用米(生もみ除く)	多収品種	kg a m ²			
		多収品種以外	kg a m ²			
	飼料用米(生もみ)	多収品種	kg a m ²			
		多収品種以外	kg a m ²			
	青刈り稲				a m ²	
	(※2)新市場開拓用米	kg			a m ²	
	うちコメ新市場事業対象を除く	kg			a m ²	
	うちコメ新市場事業対象	kg			a m ²	

(新設)

※1 (略)

※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください)								
(略)	畑地化促進 事業 (R7補正) 該当 (注11)	畑地化促進 助成 (R8当初) 該当 (注12)	(略)	畑作物産地 事業 (R7補正) 対象 (注18)	(削る。)	コメ新市場開 拓事業対象 (注19)	多収品種 加算対象 (注20)	(略)

様式第2号別紙

農地の利用計画記入欄の注意事項

(注1)～(注4) (略)

(注5)「作物名」欄には、主食用水稻(一般米又は種子用米生産ほ場)、醸造用玄米、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、なたね(食用植物油脂用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てのほ場について記入する。

※小麦のうち、ゲタを申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別して記入する。

(注6) (略)

(注7)「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付けに取り

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください)								
(略)	畑地化促進 事業 (R6補正) 該当 (注11)	畑地化促進 助成 (R7当初) 該当 (注12)	(略)	畑作物産地 事業 (R6補正) 対象 (注18)		コメ新市場開 拓事業対象 (注20)	(新設)	(略)

様式第2号別紙

農地の利用計画記入欄の注意事項

(注1)～(注4) (略)

(注5)「作物名」欄には、主食用水稻(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ(専用品種、その他)、なたね(食用植物油脂用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てのほ場について記入する。

※小麦のうち、ゲタを申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別して記入する。

(注6) (略)

(注7)「多収品種」欄には、米粉用米、飼料用米の作付けに取り

組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。

なお、コメ新市場開拓等促進事業に申請し、多収品種加算を受けようとする場合は、「コメ新市場開拓事業対象（注19）」欄及び「多収品種加算対象（注20）」欄に○を記入する。

(注8)～(注10) (略)

(注11) 畑地化促進事業 (R 7 補正) に取り組む場合は、○を記入する。

(注12) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成 (R 8 当初) に取り組む場合は、○を記入する。

(注13)～(注17) (略)

(注18) 畑作物産地形成促進事業 (R 7 補正) に申請した場合は、○を記入する。

(削る。)

(注19) (略)

(注20) コメ新市場開拓等促進事業に申請したほ場のうち、多収品種加算を受ける場合は、○を記入する。(酒造好適米は除く。)

(注21) 畑作物産地形成促進事業 (R 7 補正) に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のただし書又は畑地化促進事業 (R 7 補正) に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のただし書の規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場

組む場合において、多収品種及び米粉用向け専用品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。

(注8)～(注10) (略)

(注11) 畑地化促進事業 (R 6 補正) に取り組む場合は、○を記入する。

(注12) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成 (R 7 当初) に取り組む場合は、○を記入する。

(注13)～(注17) (略)

(注18) 畑作物産地形成促進事業 (R 6 補正) に申請した場合は、○を記入する。

(注19) 畑作物産地形成促進事業 (R 6 補正) において、令和8年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。

(注20) (略)

(新設)

(注21) 畑作物産地形成促進事業 (R 6 補正) に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のただし書又は畑地化促進事業 (R 6 補正) に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のただし書の規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、

合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

1・2 (略)

3 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

醸造用玄米について、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に、酒造好適米として申請した数量・面積を記入してください。

米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業（R 8 当初事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業（R 8 当初事業）に申請した数量・面積を記載してください。また、「うち多収品種加算対象」欄には、多収品種加算を申請した数量・面積を記載してください。

4・5 (略)

6 農地の利用計画記入欄

(1)～(3) (略)

(4)「水稻作付最終年」

前年度以前で、水稻を作付けた最終年を記入してください(ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要です。)

畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

1・2 (略)

3 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業（R 7 当初事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業（R 7 当初事業）に申請した数量・面積を記載してください。

4・5 (略)

6 農地の利用計画記入欄

(1)～(3) (略)

(4)「水稻作付最終年」

前年度以前で、水稻を作付けた最終年を記入してください(ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要です。)

例えば、令和4年度に水稻を作付けた場合には、「R4」と記入してください。

(5)～(7) (略)

(8)「作物名」

主食用水稻（一般米又は種子用米生産ほ場）、醸造用玄米、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば（普通そば又は種子用そば）、なたね（食用植物油脂用、その他）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1)～(注3) (略)

(9)・(10) (略)

(11)「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

なお、コメ新市場開拓等促進事業に申請し、多収品種加算を受けようとするほ場は、「コメ新市場開拓事業対象(注19)」欄及び「多収品種加算(注20)」欄に「○」を記入してください。

例えば、令和4年度に水稻を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書提出時に「R4」と記入してください。

(5)～(7) (略)

(8)「作物名」

主食用水稻（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば（普通そば又は種子用そば）、なたね（食用植物油脂用、その他）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1)～(注3) (略)

(9)・(10) (略)

(11)「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

い。
(12) ~ (14) (略)
7 (略)

(12) ~ (14) (略)
7 (略)

経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状

前年度までに提出している方は、代理人を変更する必要がある場合のみ提出してください。

年 月 日

地方農政局長 殿

住所

氏名

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとし、す。

代理人	住所	
	氏名	

別 途 口 座 を 使 う 理 由	
---	--

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

■ 産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で
交付申請書及び営農計画書の変更について代理人に委任される方

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、
代理人に委任される場合は、右の口にチェック(✓)を入れてください。

<代理人の振込口座>

※交付金の振込口座に該当する「通帳表紙の表裏」のコピー等を添付する場合は、以下の振込口座欄の記載は不要です。

交付金の振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)												
	金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名								
					農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
	支店コード(数字3ケタ)			支店名									
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)						口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)						
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
	口座名義												
	カナ												
	漢字												
ゆうちょ銀行													
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)							
1		0		※							1		
口座名義													
カナ													
漢字													



口座情報の記載を間違えると入金できませんので注意してください。

口座名義のカナ欄は、通帳等に記載されている口座名義のカナ表記を転記してください。

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

年 月 日

地方農政局長 殿

住所 _____

氏名 _____

申請の内容	<input type="checkbox"/> 新規加入 <input type="checkbox"/> 振込口座変更 <input type="checkbox"/> 代理人に委任(以下の欄に代理人を記入してください)
--------------	--

※交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付する場合は、以下の振込口座欄の記載は不要です。

交付金の振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)														
	金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名										
					農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金										
	支店コード(数字3ケタ)				支店名										
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)						口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)								
	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 別段		<input type="checkbox"/> 通知								
	口座名義人														
	フリガナ														
	漢字														
ゆうちょ銀行															
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)									
1		0		※								1			
口座名義人															
フリガナ															
漢字															

<代理人に委任される方>

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとします。

代理人	住所	
	氏名	
別途口座 を使う理由		


※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

<産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農

計画書の変更について代理人に委任される方>

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の口にチェック(✓)を入れてください。

交付申請者管理コード													
地域協議会等管理コード													

 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

様式第 7 号

水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書
(略)

○水田活用の直接支払交付金 (戦略作物助成等対象面積)
(略)

○水田活用の直接支払交付金 (水田農業高収益化推進助成等対象面積)
(略)

○水田活用の直接支払交付金 (畑地化促進助成)
(略)

○【参考】二毛作面積
(略)

○コメ新市場開拓等促進事業

(略)	作物作付面積 (交付対象農地のみ該当)								
	新市場 開拓用 米		加工用 米		米粉用 米		酒造好適米		
	うち多 収品種 加算		うち多 収品種 加算		うち多 収品種 加算		取組年		
							R 8	R 9	R 10

様式第 7 号

水田活用直接支払交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書
(略)

○水田活用の直接支払交付金 (戦略作物助成等対象面積)
(略)

○水田活用の直接支払交付金 (水田農業高収益化推進助成等対象面積)
(略)

○水田活用の直接支払交付金 (畑地化促進助成)
(略)

○【参考】二毛作面積
(略)

○コメ新市場開拓等促進事業

(略)	作物作付面積 (交付対象農地のみ該当)								
	新市場 開拓用 米		加工用 米		米粉用 米		(新設)		
	(新設)		(新設)		(新設)		(新設)		
							(新設)	(新設)	(新設)

○畑作物産地形成促進事業

作物作付面積(交付対象農地のみ該当)											
麦	(削る。)	(削る。)	大豆	(削る。)	(削る。)	高収益作物	(削る。)	(削る。)	子実用とうもろこし	(削る。)	(削る。)

○畑作物産地形成促進事業 (別途実施事業)

(略)

○畑地化促進事業 (R4 開始分)

(略)

○畑地化促進事業 (R5 開始分)

(略)

○畑地化促進事業 (R6 開始分)

(略)

○畑地化促進事業 (R7 開始分)

対象面積 (交付対象農地のみ該当)		
(略)	(略)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)

(削る。)

○畑作物産地形成促進事業

作物作付面積(交付対象農地のみ該当)											
麦	令和7年度畑地化対象	令和7年度畑地化対象を除く	大豆	令和7年度畑地化対象	令和7年度畑地化対象を除く	高収益作物	令和7年度畑地化対象	令和7年度畑地化対象を除く	子実用とうもろこし	令和7年度畑地化対象	令和7年度畑地化対象を除く

○畑作物産地形成促進事業 (別途実施事業)

(略)

○畑地化促進事業 (R4 開始分)

(略)

○畑地化促進事業 (R5 開始分)

(略)

○畑地化促進事業 (R6 開始分)

(略)

○畑地化促進事業 (R7 開始分)

対象面積 (交付対象農地のみ該当)		
(略)	(略)	畑地化支援
	高収益作物畑地化支援	その他畑地化支援

○畑地化促進事業 (R7 開始分) (別途実施事業)

対象面積 (交付対象農地のみ該当)			
麦	大豆	飼料作物 (は種)	飼料作物 (は種以外)

○畑地化促進事業（R8開始分）

（新設）

農業者氏名	交付申請者管理コード	対象面積（交付対象農地のみ該当）																
		高収益作物定着促進支援						畑作物定着促進支援						畑地化支援				
		野菜	うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く	花き・花木	果樹	うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く	その他	麦	大豆	飼料作物（子実用と <u>うもろこし</u> 以外）	飼料作物（子実用と <u>うもろこし</u> ）	子実用とうもろこし	そば	なたね	その他	高収益作物畑地化支援

○畑地化促進事業（R8開始分）（別途実施事業）

（新設）

対象面積（交付対象農地のみ該当）			
麦	大豆	飼料作物（は種）	飼料作物（は種以外）

様式第 8 号

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

(略)

1・2 (略)

3 交付金の振込口座（口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。）

※「通帳表紙の表裏」の写し等を添付する場合は、記載不要です。

金融機関（ゆうちょ銀行以外）	
(略)	
<u>口座名義</u>	
<u>カナ</u>	
漢字	
ゆうちょ銀行	
(略)	
<u>口座名義</u>	
<u>カナ</u>	
漢字	

(略)

(注意事項)

(1)・(2) (略)

(3) 口座名義のカナ欄は、通帳等に記載されている口座名義のカ

様式第 8 号

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

(略)

1・2 (略)

3 交付金の振込口座（口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。）

※「通帳表紙裏ページ」の写し等を添付する場合は、記載不要です。

金融機関（ゆうちょ銀行以外）	
(略)	
<u>口座名義人</u>	
<u>フリガナ</u>	
漢字	
ゆうちょ銀行	
(略)	
<u>口座名義人</u>	
<u>フリガナ</u>	
漢字	

(略)

(注意事項)

(1)・(2) (略)

(3) 交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」の写し等

ナ表記を転記してください。

(4) (略)

様式第9-1号

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

(略)

申請者	(略)
-----	-----

(略)

交付申請書（様式第1号B）において面積
払の収穫後交付を希望された方

次の畑作物については、面積払の交付を辞退します。（該当畑作物に✓を付けてください。）

※ただし、当該畑作物の単収が地域の基準単収の1/2以上の者に
に限ります。

- 春期には種する小麦 秋期には種する小麦
二条大麦 六条大麦 はだか麦 大豆
てん菜 でん粉原料用ばれいしょ そば
なたね

(略)

を添付してください。

(4) (略)

様式第9-1号

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

(略)

申請者	(略)
-----	-----

(略)

(新設)

(略)

様式第10-1号A

年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

(略)

1 米穀

(1) (略)

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	(削る。)	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg

(3) (略)

2 (略)

様式第11-1号

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

(略)

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類
裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについて

様式第10-1号A

年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

(略)

1 米穀

(1) (略)

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択 してください ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg

(3) (略)

2 (略)

様式第11-1号

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

(略)

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類
裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについて

は、対象作物ごとに、当年産の出荷又は販売契約書の写し、出荷又は販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

なお、「来年の6月30日までに提出（出荷又は販売が完了次第速やかに提出）」としたものについては、申告どおり、提出期限前であっても出荷又は販売が完了した場合は速やかに、対象作物ごとに、当年産の出荷又は販売契約書の写し、出荷又は販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

酒造好適米にあつては、「今回提出」としたものについては、コメ新市場開拓等促進事業の対象となる当年産の酒造好適米を全て出荷又は販売したことが分かる書類（出荷又は販売伝票の写し等）を添付して報告し、「来年の3月31日までに提出（出荷又は販売が完了次第速やかに提出）」としたものについては、申告どおり、提出期限前であっても出荷又は販売が完了した場合は速やかに、コメ新市場開拓等促進事業の対象となる当年産の酒造好適米を全て出荷又は販売したことが分かる書類（出荷又は販売伝票の写し等）を提出することを誓約します。

2 (略)

【チェックリスト】

対象作物名	出荷又は販売契約書の写し、 <u>出荷又は販売伝票の写し等</u> の提出方法
<input type="checkbox"/> 麦	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/>

は、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の6月30日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

2 (略)

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
<input type="checkbox"/> 麦	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/>

	来年の6月30日までに提出 <u>(出荷又は販売が完了次第速やかに提出)</u>
<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出 <u>(出荷又は販売が完了次第速やかに提出)</u>
<input type="checkbox"/> そば	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出 <u>(出荷又は販売が完了次第速やかに提出)</u>
<input type="checkbox"/> なたね	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出 <u>(出荷又は販売が完了次第速やかに提出)</u>
<input type="checkbox"/> 米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> WCS用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 新市場開拓用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出

	来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> そば	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> なたね	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産集出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産集出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> WCS用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産集出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産集出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 新市場開拓用米 <u>(産地交付金)</u>	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される <u>生産集出荷</u> 数量一覧表で本年の12月20日までに提出

<input type="checkbox"/> 酒造好適米	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の3月31日までに提出（出荷又は販売が完了次第速やかに提出）
<input type="checkbox"/> 飼料作物	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出（出荷又は販売が完了次第速やかに提出）
<input type="checkbox"/> 地域振興作物 （産地交付金、水田農業高収益化推進助成、畑地化促進助成、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業）	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出（出荷又は販売が完了次第速やかに提出）

（記載上の留意事項）

（注1） 交付申請している対象作物名の□に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷又は販売契約書の写し、出荷又は販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の□に✓（チェック）を付けてください（「今回提出」としなかった場合の提出期限は来年の6月30日（酒造好適米にあつては、来年の3月31日））。

（注2） 畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷又は販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の□に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷又は販売契約書の写し、出荷又は販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（新設）	（新設）
<input type="checkbox"/> 飼料作物	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 地域振興作物 （産地交付金、水田農業高収益化推進助成、畑地化促進助成、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業）	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出

（記載上の留意事項）

（注1） 交付申請している対象作物名の□に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の□に✓（チェック）を付けてください。

（注2） 畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の□に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

(注3)～(注5) (略)

(注6) コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米及び酒造好適米のうち該当する品目にチェックを入れてください。

様式第11-2号

(略)

「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

(略)

農業者名等	生産出荷数量報告								水田活用の直接支払交付金に係る数量報告
	出荷契約数量及び販売契約数量の変更	変更後出荷契約等数量	うち、多取品種等を種子用として自家採取した場合の数量	出荷(売渡)数量	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)									(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(玄米kg) ⑧ ※3	(玄米kg) ⑨	(玄米kg) ⑩ ※4				

(※1) (略)

(※2) 販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収/作柄表示地帯の平年単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等その他不可抗力の要因により減収した場合の変更を行う場合にあつては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

(※3)～(※10) (略)

(注1)～(注4) (略)

(注3)～(注5) (略)

(注6) コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、米粉用米、加工用米及び新市場開拓用米のうち該当する品目にチェックを入れてください。

様式第11-2号

(略)

「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

(略)

農業者名等	生産出荷数量報告								水田活用の直接支払交付金に係る数量報告
	出荷契約数量及び販売契約数量の変更	変更後出荷契約等数量	うち、多取品種等を種子用として自家採取した場合の数量	出荷(売渡)数量	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)									(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(玄米kg) ⑧ ※3	(玄米kg) ⑨ ※4	(玄米kg) ⑩				

(※1) (略)

(※2) 販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収/作柄表示地帯の平年単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により減収した場合の変更を行う場合にあつては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

(※3)～(※10) (略)

(注1)～(注4) (略)

様式
第11
-4
号
削除

様式第11-4号

都道府県知事 殿

番 号
年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

水田収益力強化ビジョンを踏まえて提出された営農計画書に係る情報提供について

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 11 の 3 の規定に基づき、別添のとおり情報提供します。

なお、意見がある場合、おおむね 2 週間以内に御連絡ください。

様式第11-5号

(略)

(別記)

○年度●●県水田収益力強化ビジョン

1～8 (略)

産地交付金の活用方法の明細 (個票)

協議会名	(略)
～備考	

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別記)

○年度○○地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1～8 (略)

産地交付金の活用方法の明細 (個票)

協議会名	(略)
～備考	

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7

様式第11-5号

(略)

(別記)

○年度●●県水田収益力強化ビジョン

1～8 (略)

産地交付金の活用方法の明細 (個票)

協議会名	(略)
～備考	

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

(別記)

○年度○○地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1～8 (略)

産地交付金の活用方法の明細 (個票)

協議会名	(略)
～備考	

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5

年度以前の目標の記載は不要です。

様式第11－6号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙13の3の（2）の③の規定に基づき、営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

(略)

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和8年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2～注4 (略)

【参考】 (略)

別紙 (略)

様式第11－7号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

年度の目標の記載は不要です。

様式第11－6号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙13の3の（2）の③の規定に基づき、7月1日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

(略)

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和7年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2～注4 (略)

【参考】 (略)

別紙 (略)

様式第11－7号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙13の3の（2）の④の規定に基づき、営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

（略）

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和8年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2～注4 （略）

【参考】 （略）

別紙 （略）

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙13の3の（2）の④の規定に基づき、7月1日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

（略）

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和7年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2～注4 （略）

【参考】 （略）

別紙 （略）

様式第11-
8号 削除

様式第11-8号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の 3 の（4）の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

<u>新市場開拓用米の複数年契約（注1）</u>	<u>a</u>
<u>そば（基幹作）の作付け</u>	<u>a</u>
<u>なたね（基幹作）の作付け</u>	<u>a</u>
<u>新市場開拓用米（基幹作）の作付け</u>	<u>a</u>
うち、 <u>コメ新市場事業対象を除く（注2）</u>	<u>a</u>
うち、 <u>コメ新市場事業対象（注3）</u>	<u>a</u>
<u>地力増進作物（基幹作）の作付け</u>	<u>別紙のとおり</u>
うち、 <u>追加配分対象（注4）</u>	<u>別紙のとおり</u>

※ 実施面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積と作付実績の一覧を添付してください（地力増進作物は除く）。

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和7年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2 コメ新市場開拓等促進事業の対象を除く面積を記入してください。

注3 コメ新市場開拓等促進事業の対象面積を記入してください。

注4 地力増進作物の支援対象年度の前年度の追加配分実施面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

ただし、地力増進作物の支援対象年度の作付面積が、前年度の追加配分実施面積を上回っている場合は、次の①及び②の合計面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

① 前年度の地力増進作物の追加配分実施面積

② 水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積と、地力増進作物の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積との、いずれか小さい方の面積

(削る。)

(別紙) 地力増進作物の追加配分実施面積

都道府県名

(単位:a)

協議会名 (略さず正式名称を 記入してください)	年度	主食用米	備蓄米	飼料用米	WCS用稲	青刈り稲・わら専用 稲 (飼料作物として用い られるもの)	酒造用等	水稻合計	地力増進 作物	前年度追加 配分実施面積	当年度追加 配分実施面積
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減分										

(注) 水稻合計は、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米を除いた水稻の作付面積を指します。

- ※1 主食用米、備蓄米、飼料用米、WCS用稲及び青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるもの）の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会別の面積を記入してください。
- ※2 酒造用等については、平成29年産に実施した新規需要米のうち酒造用、飼料作物以外の青刈り稲・わら専用稲の作付面積を記入してください。
- ※3 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積（基幹面積）を記入してください。（前年度、当年度ともに作付実績面積、いずれも実面積。）
- ※4 地力増進作物の支援対象年度の前年度の追加配分実施面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。
ただし、地力増進作物の支援対象年度の作付面積が、前年度の追加配分実施面積を上回っている場合は、次の①及び②の合計面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。
①前年度の地力増進作物の追加配分実施面積
②水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積と、地力増進作物の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積との、いずれか小さい方の面積
- ※5 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積（㎡）を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。

様式第11－
9号 削除

様式第11－9号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 の 3 の（4）の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

<u>新市場開拓用米の複数年契約（注1）</u>	<u>a</u>
<u>そば（基幹作）の作付け</u>	<u>a</u>
<u>なたね（基幹作）の作付け</u>	<u>a</u>
<u>新市場開拓用米（基幹作）の作付け</u>	<u>a</u>
うち、 <u>コメ新市場事業対象を除く（注2）</u>	<u>a</u>
うち、 <u>コメ新市場事業対象（注3）</u>	<u>a</u>
<u>地力増進作物（基幹作）の作付け</u>	<u>別紙のとおり</u>
うち、 <u>追加配分対象（注4）</u>	<u>別紙のとおり</u>

※ 実施面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積と作付実績の一覧を添付してください（地力増進作物は除く）。

注1 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、令和7年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

注2 コメ新市場開拓等促進事業の対象を除く面積を記入してください。

注3 コメ新市場開拓等促進事業の対象面積を記入してください。

注4 地力増進作物の支援対象年度の前年度の追加配分実施面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

ただし、地力増進作物の支援対象年度の作付面積が、前年度の追加配分実施面積を上回っている場合は、次の①及び②の合計面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

① 前年度の地力増進作物の追加配分実施面積

② 水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積と、地力増進作物の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積との、いずれか小さい方の面積

(削る。) (別紙) 地力増進作物の追加配分実施面積

都道府県名

(単位:a)

協議会名 (略さずに正式名称を 記入してください)	年度	主食用米	備蓄米	飼料用米	WCS用稲	青刈り稲・わら専用 稲 (飼料作物として用い られるもの)	酒造用等	水稲合計	地力増進 作物	前年度追加 配分実施面積	当年度追加 配分実施面積
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減分										
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減分										
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減分										
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減分										
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減分										
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減分										
									合計		

※ 適宜行を追加してください。

(注) 水稲合計は、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米を除いた水稲の作付面積を指します。

※1 主食用米、備蓄米、飼料用米、WCS用稲及び青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるもの）の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会別の面積を記入してください。

※2 酒造用等については、平成29年産に実施した新規需要米のうち酒造用、飼料作物以外の青刈り稲・わら専用稲の

作付面積を記入してください。

※3 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積（基幹面積）を記入してください。（前年度、当年度ともに作付実績面積、いずれも実面積。）

※4 地力増進作物の支援対象年度の前年度の追加配分実施面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

ただし、地力増進作物の支援対象年度の作付面積が、前年度の追加配分実施面積を上回っている場合は、次の①及び②の合計面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

①前年度の地力増進作物の追加配分実施面積

②水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積と、地力増進作物の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積との、いずれか小さい方の面積

※5 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積（㎡）を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。

様式第11－10号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施
面積及び活用実績報告書

(略)

様式第11－10号

(略)

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告
書

(略)

別紙

産地交付金の追加配分実施面積

(単位:a)

新市場開拓用米の 複数年契約 ^(注)	新市場開拓用米(基幹作)の作付け		そば (基幹作)	なたね (基幹作)
	コメ新市場 事業対象	コメ新市場 事業対象外		

※ 実施面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積と作付実績の一覧を添付してください。

(注) コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、当年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

地力増進作物の追加配分実施面積

(単位:a)

協議会名 (略さずに正式名称を 記入してください)	年度	主食用米	備蓄米	飼料用米	WCS用稲	青刈り稲・わら専用 稲 (飼料作物として用い られるもの)	酒造用等	水稻合計	地力増進 作物	前年度追加 配分実施面積	当年度追加 配分実施面積
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減										
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減										
合計	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減										

※ 適宜行を追加してください。

(注) 水稻合計は、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米を除いた水稻の作付面積を指します。

※1 主食用米、備蓄米、飼料用米、WCS用稲及び青刈り稲・わら専用稲(飼料作物として用いられるもの)の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会別の面積を記

別紙

(新設)

(新設)

入してください。

※2 酒造用等については、平成29年産に実施した新規需要米のうち酒造用、飼料作物以外の青刈り稲・わら専用稲の作付面積を記入してください。

※3 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積（基幹面積）を記入してください。（前年度、当年度ともに作付実績面積、いずれも実面積。）

※4 地力増進作物の支援対象年度の前年度の追加配分実施面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

ただし、地力増進作物の支援対象年度の作付面積が、前年度の追加配分実施面積を上回っている場合は、次の①及び②の合計面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

①前年度の地力増進作物の追加配分実施面積

②水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積と、地力増進作物の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積との、いずれか小さい方の面積

※5 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積（㎡）を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。

産地交付金の活用実績の明細
(略)

別紙
産地交付金の追加配分実施面積

産地交付金の活用実績
の明細
(略)

別紙
(新設)

(単位:a)

新市場開拓用米の 複数年契約 _(注)	新市場開拓用米(基幹作)の作付け		そば (基幹作)	なたね (基幹作)
	コメ新市場 事業対象	コメ新市場 事業対象外		

※ 実施面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積と作付実績の一覧を添付してください。

(注) コメ新市場開拓等促進事業で採択された者のうち、当年産から新たに3年以上の契約を締結した取組を記入してください。

地力増進作物の追加配分実施面積

(単位:a)

協議会名 (略さず正式名称を 記入してください)	年度	主食用米	備蓄米	飼料用米	WCS用稲	青刈り稲・わら専用 稲 (飼料作物として用い られるもの)	酒造用等	水稻合計	地力増進 作物	前年度追加 配分実施面積	当年度追加 配分実施面積
	前年度										
	当年度										
	前年度からの増減										

(注) 水稻合計は、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米を除いた水稻の作付面積を指します。

- ※1 主食用米、備蓄米、飼料用米、WCS用稲及び青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるもの）の面積については、地方農政局等が公表した「水田における作付状況」の地域農業再生協議会別の面積を記入してください。
- ※2 酒造用等については、平成29年産に実施した新規需要米のうち酒造用、飼料作物以外の青刈り稲・わら専用稲の作付面積を記入してください。
- ※3 地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積（基幹面積）を記入してください。（前年度、当年度ともに作付実績面積、いずれも実面積。）
- ※4 地力増進作物の支援対象年度の前年度の追加配分実施面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

ただし、地力増進作物の支援対象年度の作付面積が、前年度の追加配分実施面積を上回っている場合は、次の①及び②の合計面積を上限として、地力増進作物の支援対象年度の作付面積を記入してください。

①前年度の地力増進作物の追加配分実施面積

②水稲（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積と、地力増進作物の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積との、いずれか小さい方の面積

※5 記入欄には、各地域農業再生協議会において、農業者ごとの面積（㎡）を積み上げた、地域農業再生協議会ごとの合計面積を記入してください。ただし、1a未満の端数が生じた場合は、切り捨てて記入してください。

産地交付金の活用実績の明細
(略)

産地交付金の活用実績
の明細
(略)

(様式第13-1号) ※事業を実施する場合は添付必須

産地・実需協働プラン
(コメ新市場開拓等促進事業)

(略)

3 取組の内容・目標等

○低コスト生産等

(略)

(略)	品目	(略)	当年産取組						酒造好適米 R9年産取組		酒造好適米 R10年産取組		交付申 請額 (千 円)	うち、 通常単 価分 (千 円)		うち、 多収品 種加算 分 (千 円)		配点基準の項目・ポイン ト ※2	
			(略)	出荷・ 販売契 約数量 (kg) ②	①のう ち、 多収品 種加算 面積 (m ²)	②のう ち、 多収品 種加算 相当数 量 (kg)	(略)	①のう ち、 地域計 画の目 標地図 に位置 付けら れた農 業者の 取組割 合 (%)	酒造好 適米の 複数年 の取組 を行う 農業者 の延べ 取組面 積 (m ²)	酒造好 適米の 複数年 の取組 を行う 農業者 の延べ 取組割 合 (%)	面積 (m ²)	出荷・販 売契約 数量 (kg)		面積 (m ²)	出荷・販 売契約 数量 (kg)	(略)	6	合計	
(略)																			
	酒造好適米																		
	合計		合計 :																

(略)

(様式第13-1号) ※事業を実施する場合は添付必須

産地・実需協働プラン
(コメ新市場開拓等促進事業)

(略)

3 取組の内容・目標等

○低コスト生産等の取組

(略)	品目	(略)	当年産取組						(新設)		(新設)		交付申請額 (千円)	配点基準の項目・ポイント ※2					
			(略)	出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(新設)	(略)	①のうち、地域計画の目標地図に位置付けられた農業者の取組割合 (%)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(略)	(新設)	合計	
(略)	(略)																		
	(新設)																		
	合計		合計 :																

(略)

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組計画表
【新市場開拓用米】

(略)	低コスト生産等の取組			(略)	当年産 取組面 積 (m ²)	うち 多収品 種加算 面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売 契約数 量 (kg)	うち 多収品 種加算 相当数 量 (kg)	(略)	交付 申請額 (千円)	うち 通常単 価分 (千円)	うち 多収品 種加算 分 (千円)	(略)
	(略)	農業削 減	品種選 △										
(略)													

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組計画表
【加工用米】

(略)	低コスト生産等の取組			(略)	当年産 取組面 積 (m ²)	うち 多収品 種加算 面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売 契約数 量 (kg)	うち 多収品 種加算 相当数 量 (kg)	(略)	交付 申請額 (千円)	うち 通常単 価分 (千円)	うち 多収品 種加算 分 (千円)	(略)
	(略)	農業削 減	品種選 △										
(略)													

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組計画表
【米粉用米】

(略)	低コスト生産等の取組			(略)	当年産 取組面 積 (m ²)	うち 多収品 種加算 面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売 契約数 量 (kg)	うち 多収品 種加算 相当数 量 (kg)	(略)	交付 申請額 (千円)	うち 通常単 価分 (千円)	うち 多収品 種加算 分 (千円)	(略)
	(略)	農業削 減	品種選 △										
(略)													

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組計画表
【新市場開拓用米】

(略)	低コスト生産等の取組			(略)	当年産 取組面 積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売 契約数 量 (kg)	(新設)	(略)	交付 申請額 (千円)	(新設)	(新設)	(略)
	(略)	農業削 減	多収品 種										
(略)													

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組計画表
【加工用米】

(略)	低コスト生産等の取組			(略)	当年産 取組面 積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売 契約数 量 (kg)	(新設)	(略)	交付 申請額 (千円)	(新設)	(新設)	(略)
	(略)	農業削 減	多収品 種										
(略)													

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組計画表
【米粉用米 (パン・めん専用品種)】

(略)	低コスト生産等の取組			(略)	当年産 取組面 積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売 契約数 量 (kg)	(新設)	(略)	交付 申請額 (千円)	(新設)	(新設)	(略)
	(略)	農業削 減	多収品 種										
(略)													

様式第13-2号

都道府県取組計画書
(コメ新市場開拓等促進事業)

(略)

2 都道府県全体の取組の内容・新市場開拓構想・目標等

(1) 低コスト生産等の取組

(略)	品目	(略)	当年産取組				酒造好適米 R9年産取組		酒造好適米 R10年産取組		交付申請額 (千円)	うち、通常単価分 (千円)	うち、多収品種加算分 (千円)
			出荷・販売契約数量 (kg) ②	①のうち、多収品種加算面積 (m ²)	②のうち、多収品種加算相当数量 (kg)	(略)	酒造好適米の複数年の取組を行う農業者の延べ取組面積 (m ²)	面積 (m ²)	出荷・販売契約数量 (kg)	面積 (m ²)			
(略)													
	酒造好適米												
	合計:		合計:										

別紙

〇〇県農業再生協議会 品目別取組計画表
【新市場開拓用米】

(略)	当年産取組面積 (m ²)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	当年産出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算相当数量 (kg)	(略)	交付申請額 (千円)	うち、通常単価分 (千円)	うち、多収品種加算分 (千円)	配点基準の項目・ポイント		低コスト生産等の取組 ※人数を記載			(略)	
									(略)	点	合計	(略)	農業削減		品種導入
(略)															

様式第13-2号

都道府県取組計画書
(コメ新市場開拓等促進事業)

(略)

2 都道府県全体の取組の内容・新市場開拓構想・目標等

(1) 低コスト生産等の取組

(略)	品目	(略)	当年産取組				(新設)		(新設)		交付申請額 (千円)	(新設)	(新設)
			出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
(略)													
	(新設)												
	合計:		合計:										

別紙

〇〇県農業再生協議会 品目別取組計画表
【新市場開拓用米】

(略)	当年産取組面積 (m ²)	(新設)	当年産出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(略)	交付申請額 (千円)	(新設)	(新設)	(略)	配点基準の項目・ポイント		低コスト生産等の取組 ※人数を記載			(略)
										(略)	(新設)	合計	(略)	農業削減	
(略)															

別紙

〇〇県農業再生協議会 品目別取組計画表
【加工用米】

(略)	当年産 取組面積 (m ²)	うち、多 収品種 加算面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	うち、 多収品 種加算 相当数 量 (kg)	(略)	交付 申請額 (千円)	うち、 通常単 価分 (千円)	うち、 多収品 種加算 分 (千円)	(略)	配点基準の項目・ポイント			低コスト生産等の取組 ※人数を記載			(略)	
										(略)	6	合計	(略)	農業削 減	品種 導入		(略)
(略)																	

別紙

〇〇県農業再生協議会 品目別取組計画表
【米粉用米】

(略)	当年産 取組面積 (m ²)	うち、多 収品種 加算面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	うち、 多収品 種加算 相当数 量 (kg)	(略)	交付 申請額 (千円)	うち、 通常単 価分 (千円)	うち、 多収品 種加算 分 (千円)	(略)	配点基準の項目・ポイント			低コスト生産等の取組 ※人数を記載			(略)	
										(略)	6	合計	(略)	農業削 減	品種 導入		(略)
(略)																	

別紙

〇〇県農業再生協議会 品目別取組計画表
【加工用米】

(略)	当年産 取組面積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	(新設)	(略)	交付 申請額 (千円)	(新設)	(新設)	(略)	配点基準の項目・ポイント			低コスト生産等の取組 ※人数を記載			(略)	
										(略)	(新設)	合計	(略)	農業削 減	多収品 種		(略)
(略)																	

別紙

〇〇県農業再生協議会 品目別取組計画表
【米粉用米】

(略)	当年産 取組面積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	(新設)	(略)	交付 申請額 (千円)	(新設)	(新設)	(略)	配点基準の項目・ポイント			低コスト生産等の取組 ※人数を記載			(略)	
										(略)	(新設)	合計	(略)	農業削 減	多収品 種		(略)
(略)																	

別紙

〇〇県農業再生協議会 地域農業再生協議会別推進事業費（事務費）一覧

(略)

(様式第13-4号：参考様式)

コメ新市場開拓等促進事業 取組計画書

(略)

2. 取組品目・面積 必須

(略)

(略)	品目	(略)	当年産事業取組 ※1				酒造好適米 ※2		
			(略)	出荷・販売契約数量 (kg)	うち、 多収品種加算面積 (㎡)	うち、 多収品種加算量 (kg)	R9年産事業取組	R10年産事業取組	出荷・販売契約数量 (kg)
					面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	
(略)									
	米粉用米								
	酒造好適米								
	計：								

※1 ・当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。

「当年産事業取組面積」欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に3つ以上行う予定の面積（＝支援対象面積）であって、実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。

・「多収品種加算面積」には、多収品種加算を受ける取組面積を記載してください。なお、多収品種加算を受けるに

別紙

〇〇県農業再生協議会 地域農業再生協議会別推進事業費（事務費）一覧

(略)

(様式第13-4号：参考様式)

コメ新市場開拓等促進事業 取組計画書

(略)

2. 取組品目・面積 必須

(略)

(略)	品目	(略)	当年産事業取組 ※				(新設)			
			(略)	出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
					面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)		
(略)										
	米粉用米 (パン・めん専用品種)									
	(新設)									
	計：									

※ ・当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。

「当年産事業取組面積」欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に3つ以上行う予定の面積（＝支援対象面積）であって、実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。

(新設)

は、多収品種の導入のほか3つ以上、計4つの取組を行う必要があります。

- ・「翌年産ブロックローテーション取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載してください。

※2 酒造好適米は、R9年産・R10年産の取組について交付を受ける取組面積も記載してください。

3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定する必要があります。

3. 実需者※との契約の有無について 必須

※ 本事業における実需者とは、加工等を行う食品製造事業者や外食・中食業者のほか、輸出を代行する輸出事業者、酒蔵や酒造組合等です。

(略)

- ・「翌年産ブロックローテーション取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載してください。

(新設)

3. 実需者※との契約の有無について 必須

※ 本事業における実需者とは、加工等を行う食品製造事業者や外食・中食業者のほか、輸出を代行する輸出事業者等です。

(略)

	(略)	米粉用米	酒造好適米
(略)	(略)		
(2) 集出荷業者（JAや卸売業者）等と出荷契約を締結し、その集出荷業者等が実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、集出荷事業者名と実需者名を右欄に記載 <u>(※)</u>	(略)		
(3) ・農業者（申込者）が直接、加工等を行っているなど、実需者の役割を兼ねている場合、加工等の取組内容を右欄に記載 ・酒蔵が自ら生産した米を加工する場合は、製品、原料米穀の使用数量、このうち自ら生産する酒造好適米の使用数量を記載	(略)		・製品： <u>日本酒・その他</u> <u>()</u> ・原料米穀の使用数量： <u> kg</u> ・このうち自ら生産する酒造好適米の使用数量： <u> kg</u>

(略)

(※) 集荷業者を挟む場合には、①一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、又は、②酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていることが必要です。

4. 実施する取組

(削る。)

○新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米に取り組む方は記載 選択

※ 多収品種加算を受ける場合には、以下に✓を入れ、()に品種名を記入して下さい

	(略)	米粉用米 <u>(パン・めん専用品種)</u>	(新設)
(略)	(略)		
(2) 集出荷業者（JAや卸売業者）等と出荷契約を締結し、その集出荷業者等が実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、集出荷事業者名と実需者名を右欄に記載	(略)		
(3) ・農業者（申込者）が直接、加工等を行っているなど、実需者の役割を兼ねている場合、加工等の取組内容を右欄に記載	(略)		(新設)

(略)

(新設)

4. 実施する取組

※ 品目毎に3つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい

○新市場開拓用米、加工用米、米粉用米に取り組む方は記載 選択

(新設)

	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
多収品種加算 (品 種 名)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※ 品目毎に3つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい

なお、多収品種加算を受ける場合には、取組番号13に✓を入れ、多収に○を付し、()に品種名を記載した上で、これ以外に3つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい(多収品種の導入+3つの取組を選択)

番号	取組メニュー	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<input type="checkbox"/>
13	多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・種専用品種の導入 (品 種 名)	<input type="checkbox"/> (多収・高温) ()	<input type="checkbox"/> (多収・高温) ()	<input type="checkbox"/> (多収・高温・専用) ()	<input type="checkbox"/> (高温) ()
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<input type="checkbox"/>

← 当該品種が有するすべての特性に○を付してください

5. 確認欄 (以下の□に✓を入れ、署名をしてください) 必須
(略)

(様式第13-5号:参考様式)

コメ新市場開拓等促進事業
取組計画実施報告書

(略)

1. (略)

2. 取組品目・面積

(略)

(削る。)

(新設)

番号	取組メニュー	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米 (パン・めん専用品種)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)
13	多収品種の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)

(新設)

5. 確認欄 (以下の□に✓を入れ、署名をしてください) 必須
(略)

(様式第13-5号:参考様式)

コメ新市場開拓等促進事業
取組計画実施報告書

(略)

1. (略)

2. 取組品目・面積

(略)

▽高収益作物に取り組む場合は、具体的な品目を記載してく

(略)	品目	計画					実績					
		(略)	当年産事業取組 ※				(略)	当年産事業取組 ※				
			出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (㎡)	うち、多収品種加算相当数量 (kg)	(略)		出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (㎡)	うち、多収品種加算相当数量 (kg)	(略)	
(略)												
	米粉用米											
	酒造好適米											
	計:											

※ ・ 当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。
「当年産事業取組面積」欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に3つ以上行う予定の面積（＝支援対象面積）であって、実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。

・「多収品種加算面積」には、多収品種加算を受ける取組面積を記載してください。なお、多収品種加算を受けるには、多収品種の導入のほか3つ以上、計4つの取組を行う必要があります。

・「翌年産ブロックローテーション取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載してください。

3. 実施した取組 (削る。)

○新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米に取り組ん

ださい。

(略)	品目	計画					実績					
		(略)	当年産事業取組 ※				(略)	当年産事業取組 ※				
			出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(新設)	(略)		出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(新設)	(略)	
(略)												
	米粉用米 (パン・めん専用品種)											
	(新設)											
	計:											

※ ・ 当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。
「当年産事業取組面積」欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に3つ以上行う予定の面積（＝支援対象面積）であって、実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。

(新設)

・「翌年産ブロックローテーション取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載してください。

3. 実施した取組

※ 申請時に選択した品目毎の取組メニュー（3つ以上）のうち、実際に実施したものに✓を入れて下さい。

(1) 新市場開拓用米、加工用米、米粉用米に取り組んだ方は

だ方は記載

※ 多収品種加算を受ける場合には、以下に✓を入れ、()に品種名を記入して下さい。

	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
多収品種加算 (品 種 名)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※ 申請時に選択した品目毎の取組メニュー（3つ以上）のうち、実際に実施したものに✓を入れて下さい。

なお、多収品種加算を受ける場合には、取組番号13に✓を入れ、多収に○を付し、()に品種名を記載した上で、これ以外に3つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい（多収品種の導入+3つの取組を選択）。

番号	取組メニュー	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<input type="checkbox"/>	
13	多収品種、高温耐性品種又は米粉用米/パン・種専用品種の導入 (品 種 名)	<input type="checkbox"/> (多収・高温)	<input type="checkbox"/> (多収・高温)	<input type="checkbox"/> (多収・高温・専用)	<input type="checkbox"/> (高温)	← 当該品種が有するすべての特性に○を付してください
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<input type="checkbox"/>	

(様式第13-6号) (略)

記載

(新設)

(新設)

番号	取組メニュー	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	
13	多収品種の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	

(様式第13-6号) (略)

(略)	品目	配点基準項目				実績値が計画に達していない場合はその理由
		(略)	6			
			計画 (%)	実績 (%)	計画達成の有無	
(略)	(略)					
	米粉用米					
	酒造好適米					

(略)

(略)	品目	配点基準項目					実績値が計画に達していない場合はその理由
		(略)	(新設)				
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(略)							
	米粉用米 <u>(パン・めん専用品種)</u>						
	(新設)						

(略)

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組状況表
【新市場開拓用米】

低コスト生産等の取組				計画				実績						
(略)	(略)	農業削減	品種導入	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	(略)	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	(略)	(略)
(略)														

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組状況表
【加工用米】

低コスト生産等の取組				計画				実績						
(略)	(略)	農業削減	品種導入	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	(略)	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	(略)	(略)
(略)														

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組状況表
【米粉用米】

低コスト生産等の取組				計画				実績						
(略)	(略)	農業削減	品種導入	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	(略)	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	(略)	(略)
(略)														

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組状況表
【新市場開拓用米】

低コスト生産等の取組				計画				実績						
(略)	(略)	農業削減	多収品種	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)
(略)														

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組状況表
【加工用米】

低コスト生産等の取組				計画				実績						
(略)	(略)	農業削減	多収品種	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)
(略)														

別紙

〇〇農業再生協議会 農業者別取組状況表
【米粉用米 (パン・めん専用品種)】

低コスト生産等の取組				計画				実績						
(略)	(略)	農業削減	多収品種	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)	当年度取組面積 (m ²)	当年度出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)
(略)														

〇〇農業再生協議会 農業者別取組状況表
【酒造好適米】

番号	氏名又は 法人・組織名	経営形態 経営形態安定対策 等の交付申請番号 理コード	新規対 象者に 「✓」を 記載	地域計 画の目 標地図 に位置 付けら れた事 に「✓」を 記載	低コスト生産等の取組																	計画					実績					備考					
					直播 栽培	緑肥 栽培	高収 育苗	フール 育苗	温湯 消毒	効率的 移植	作期 分散	まづ り	効率的 施肥	農薬 処理	肥料 削減	農薬 削減	品種 選入	共同 利用	スマート 農業	温室 効果 ガス 削減	区域 への 農薬 貯留	地域 特産	前年産 作付面積 (m ²)	当年産 作付面積 (m ²)	当年産 取組面積 (m ²)	当年産 出荷・販売 契約数量 (kg)	翌年産 7月7 日～7月27 日取組面積 (m ²)	前年産 作付面積 (m ²)	当年産 作付面積 (m ²)	当年産 取組面積 (m ²)	当年産 出荷・販売 契約数量 (kg)		翌年産 7月7 日～7月27 日取組面積 (m ²)				
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					
11																																					
12																																					
13																																					
14																																					
15																																					
16																																					
17																																					
18																																					
19																																					
20																																					
21																																					
22																																					
23																																					
24																																					
25																																					

様式第13-7号 (略)

様式第13-7号別添

都道府県事業実施状況報告書 (コメ新市場開拓等促進事業)

(略)

○ 低コスト生産等の取組実績

(略)	品目	計画						実績							
		当年産取組						当年産取組							
		(略)	出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	うち、多収品種加算相当数量 (kg)	(略)	うち、地域計画の目標地域に位置付けられた農業者の取組面積 (m ²)	通達好適米の取組を行う農業者の延べ取組面積 (m ²)	(略)	出荷・販売契約数量 (kg)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	うち、多収品種加算相当数量 (kg)	(略)	うち、地域計画の目標地域に位置付けられた農業者の取組面積 (m ²)	通達好適米の取組を行う農業者の延べ取組面積 (m ²)
新市場開拓用米															
加工用米															
米粉用米															
通達好適米															
合計:															

(略)

別紙

○○県農業再生協議会 品目別取組状況表

【新市場開拓用米】

(略)	計画				実績				低コスト生産等の取組 ※人数を記載				
	(略)	当年産取組面積 (m ²)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	当年産出荷・販売契約数量 (kg)	(略)	当年産取組面積 (m ²)	うち、多収品種加算面積 (m ²)	当年産出荷・販売契約数量 (kg)	(略)	(略)	農業削減	品種導入	(略)
(略)													

様式第13-7号 (略)

様式第13-7号別添

都道府県事業実施状況報告書 (コメ新市場開拓等促進事業)

(略)

○ 低コスト生産等の取組実績

(略)	品目	計画						実績						
		当年産取組						当年産取組						
		(略)	出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(新設)	(略)	うち、地域計画の目標地域に位置付けられた農業者の取組面積 (m ²)	(新設)	(略)	出荷・販売契約数量 (kg)	(新設)	(新設)	(略)	うち、地域計画の目標地域に位置付けられた農業者の取組面積 (m ²)
①新市場開拓用米														
②加工用米														
③米粉用米														
(新設)														
合計:														

(略)

(新設)

○○県農業再生協議会 品目別取組状況表

【新市場開拓用米】

(略)	計画				実績				低コスト生産等の取組 ※人数を記載				
	(略)	当年産取組面積 (m ²)	(新設)	当年産出荷・販売契約数量 (kg)	(略)	当年産取組面積 (m ²)	(新設)	当年産出荷・販売契約数量 (kg)	(略)	(略)	農業削減	多収品種	(略)
(略)													

別紙

〇〇県農業再生協議会 品目別取組状況表
【加工用米】

(略)	計画				実績				低コスト生産等の取組 ※人数を記載									
	(略)	当年産 取組面積 (m ²)	うち、多 収品種 加算面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	うち、多 収品種 加算 相当数量 (kg)	(略)	(略)	当年産 取組面積 (m ²)	うち、多 収品種 加算面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	うち、多 収品種 加算 相当数量 (kg)	(略)	(略)	(略)	農業削減	品種 導入	(略)	
(略)																		

別紙

〇〇県農業再生協議会 品目別取組状況表
【米粉用米】

(略)	計画				実績				低コスト生産等の取組 ※人数を記載									
	(略)	当年産 取組面積 (m ²)	うち、多 収品種 加算面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	うち、多 収品種 加算 相当数量 (kg)	(略)	(略)	当年産 取組面積 (m ²)	うち、多 収品種 加算面積 (m ²)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	うち、多 収品種 加算 相当数量 (kg)	(略)	(略)	(略)	農業削減	品種 導入	(略)	
(略)																		

(新設)

〇〇県農業再生協議会 品目別取組状況表
【加工用米】

(略)	計画				実績				低コスト生産等の取組 ※人数を記載									
	(略)	当年産 取組面積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)	当年産 取組面積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)	(略)	農業削減	多収品 種	(略)	
(略)																		

(新設)

〇〇県農業再生協議会 品目別取組状況表
【米粉用米】

(略)	計画				実績				低コスト生産等の取組 ※人数を記載									
	(略)	当年産 取組面積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)	当年産 取組面積 (m ²)	(新設)	当年産 出荷・販 売契約 数量 (kg)	(新設)	(略)	(略)	(略)	農業削減	多収品 種	(略)	
(略)																		

(様式第16-2号)

(略)

畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る配分について

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第2の4の（7）の②のイの規定に基づき、配分対象者を別紙のとおり決定したため、貴県（北海道にあつては、貴道、東京都にあつては、貴都、大阪府、京都府にあつては、貴府）管内の地域農業再生協議会へ通知されたい。

参考様式1

令和 年 月 日

地域の基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書

(略)

1. (略)

2. は種の段階における理由

自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）又は気候変動の影響（以下「自然災害等」といいます。）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。

(略)

(略)

(様式第16-2号)

(略)

畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る配分について

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第2の4の（7）の②のイの規定に基づき、配分対象者を別紙のとおり決定したため、貴県（北海道にあつては、貴道、東京都にあつては、貴都、大阪府、京都府にあつては、貴府）へ通知されたい。

参考様式1

令和 年 月 日

地域の基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書

(略)

1. (略)

2. は種の段階における理由

自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。

(略)

(略)

3. 生産・収穫の段階における理由

- 自然災害等の理由により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- (略)

4. 出荷・販売の段階における理由

- (略)
- (略)
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- (略)

3. 生産・収穫の段階における理由

- 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- (略)

4. 出荷・販売の段階における理由

- (略)
- (略)
- 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- (略)

5. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または経営所得安定対策等実施要綱の第IVの第2の1の（5）の⑤に準じて、これを満たす場合）

自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合）

6.・7. （略）

8. 添付書類のチェックリスト（提出は不要です。）
（略）

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった（収量が相当程度低くなった）要因を裏付ける書類

※ ①～④は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。

① 自然災害等の場合：

- ・ 地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長又は農業共済組合長のいずれかによる被害状況を確認した証明書類等
- ・ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真
- ・ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できる

5. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または経営所得安定対策等実施要綱の第2の5の（5）に準じて、これを満たす場合）

自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象畑作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合）

6.・7. （略）

8. 添付書類のチェックリスト（提出は不要です。）
（略）

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった（収量が相当程度低くなった）要因を裏付ける書類

※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

① 自然災害の場合：

- ・ 農作物共済の支払書類等
- ・ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真
- ・ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できるこ

こと)を明確に確認できる写真

(削る。)

- ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類(気象庁公表データ等)等

② 新たな生産技術の導入による場合:

- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類(前年産と当年産の農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等)

- ・ 新たな生産技術を導入したことにより作物の生育不良が明確に確認できる写真

③ 交付申請者の体調不良等の場合:

- ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

④ 鳥獣害の場合

- ・ 農作物の被害状況(撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること)及び対策の実施状況を明確に把握できる写真

□ b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

- ・ 農作業日誌
- ・ 種子や肥料等の購入伝票

□ c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

- ・ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真又は書類(作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書)等

と)を明確に確認できる写真

- ・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等

- ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類(気象庁公表データ等)等

② 新たな生産技術の導入による場合:

- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類(農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等)

(新設)

③ 交付申請者の体調不良等の場合:

- ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

(新設)

□ b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

- ・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等

(新設)

□ c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

- ・ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等

- d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類
 - ・ 改善指導通知の写し
 - ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
 - ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
 - ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真又は書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等

□ e その他書類

※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。

- ・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った（収量が相当程度低くなった）理由を裏付ける根拠となる書類等
- ・ 畑作物の直接支払交付金の対象作物において、交付対象外の数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表又は品質区分の確認の結果を証明する資料の写し
- ・ 農産物検査等により加工用米及び米粉用米が3等に満たない場合、飼料用米が不合格となった場合には、農産物検査結果通知表又は品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

（削る。）

- d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類
 - ・ 改善指導通知の写し
 - ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
 - ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
 - ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

□ e その他書類

※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

- ・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った（収量が相当程度低くなった）理由を裏付ける根拠となる書類等
- ・ 畑作物の直接支払交付金の対象作物において、農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し
- ・ 農産物検査により加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し

・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

参考様式 7

(略)

令和 年産の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業について（改善指導）

(略)

1～4 (略)

(参考)

収量が相当程度低い場合の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付について

(略)

(※2) (略)

ア 収量が相当程度低くなった要因を客観的に裏付ける第三者による証明等を基本とする書類(自然災害等が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等)

イ～エ (略)

- 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等その他不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合に

(参考様式 7)

(略)

令和 年産の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業について（改善指導）

(略)

1～4 (略)

(参考)

収量が相当程度低い場合の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付について

(略)

(※2) (略)

ア 収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類(自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等)

イ～エ (略)

- 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該

は、合理的な理由があるとは認められません。

ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害等であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない場合（地域農業再生協議会長等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ～オ（略）

参考様式 9

年 月 日

直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表

地方農政局長 殿

北海道農政事務所長

沖縄総合事務局長

交付申請者 住所
氏名

交付申請者管理コード

— — — — —

1 玄米の販売対象数量

<u>販売の相手先</u>	<u>銘柄名</u>	<u>販売(契約)年月日</u> <u>※4月1日以降に</u> <u>販売予定であるも</u>	<u>個数</u>	<u>販売対象数量(kg)</u>
---------------	------------	--	-----------	-------------------

当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ～オ（略）

(新設)

		<u>のは契約年月日を 記入する。</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
<u>小計(①)</u>				

2 精米の販売対象数量

<u>販売の相手先</u>	<u>銘柄名</u>	<u>販売(契約)年月日</u> <u>日</u> <u>※4月1日以降</u> <u>に販売予定であるものは契約年月日を記入する。</u>	<u>個数</u>	<u>販売対象数量(kg)</u>
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		
		<u>年 月 日</u>		

		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
小計				
玄米換算数量の小計(小計×110/100) (②)				

合計(①+②)※1kg未満切り捨て	
-------------------	--

(注1) 交付前年度末(収穫年の翌年の3月31日)までに販売したものの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの玄米又は精米の数量を、販売の相手先ごと、銘柄(例えば、令和〇年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ玄米(又は精米)〇kg詰め等)ごとに分けて、すべて記入してください。(同一の販売相手先に係る販売契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数行にまたがっても構いません。)

(注2) 精米については、販売対象数量の小計に、100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。

(注3) 販売対象数量の合計は、玄米の小計と精米の玄米換算数量の小計を合計して記入してください。1kg未満の端数があるときには、切り捨てにより整理してください。

(注4) 販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等(当年産の銘柄ごとの販売(予定)年月日、販売対象数量が確認できる書類)の写しを添付してください。(インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状

(代金請求書)、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの実が確認できる書類の写しで可。)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月8日から施行します。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例によるものとします。ただし、この通知による改正後の別紙6の「対象作物」欄の「米穀」の「確認書類」欄における1の規定による確認書類については、令和7年産に係る交付申請から適用することとします。また、様式第10-1号及び参考様式9については、令和7年産に係る交付申請に使用することができます。